

平成 29 年度 第 3 回 土壌汚染対策検討委員会 次第

日時：平成 30 年 3 月 2 日（金）午前 10 時から午後 0 時 30 分まで
場所：東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

1 開 会

2 議 題

(1) 都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について

- ① 調査・対策以外の規定に関する検討
- ② 法制度との重複に係る整理
- ③ これまで検討経過のまとめ
- ④ 都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討の中間とりまとめについて

(2) その他

＜報告事項＞

- ・東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣制度 運用実績

3 閉 会

【配布資料】

資料1 調査・対策以外の規定に関する検討

資料2 法制度との重複に係る整理

資料3 これまで検討経過のまとめ

資料3 追加資料 第117条の適用除外とする面積の検討

資料4 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について(中間とりまとめ)(素案)

資料5 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣制度 運用実績

参考資料1 土壤汚染対策検討委員会設置要綱

参考資料2 第2回検討委員会議事録(委員限り)

参考資料3 都の土壤汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール(案)

別冊資料に追加 第2回検討委員会資料一式

「土壤汚染対策検討委員会」委員名簿

[50音順・敬称略]

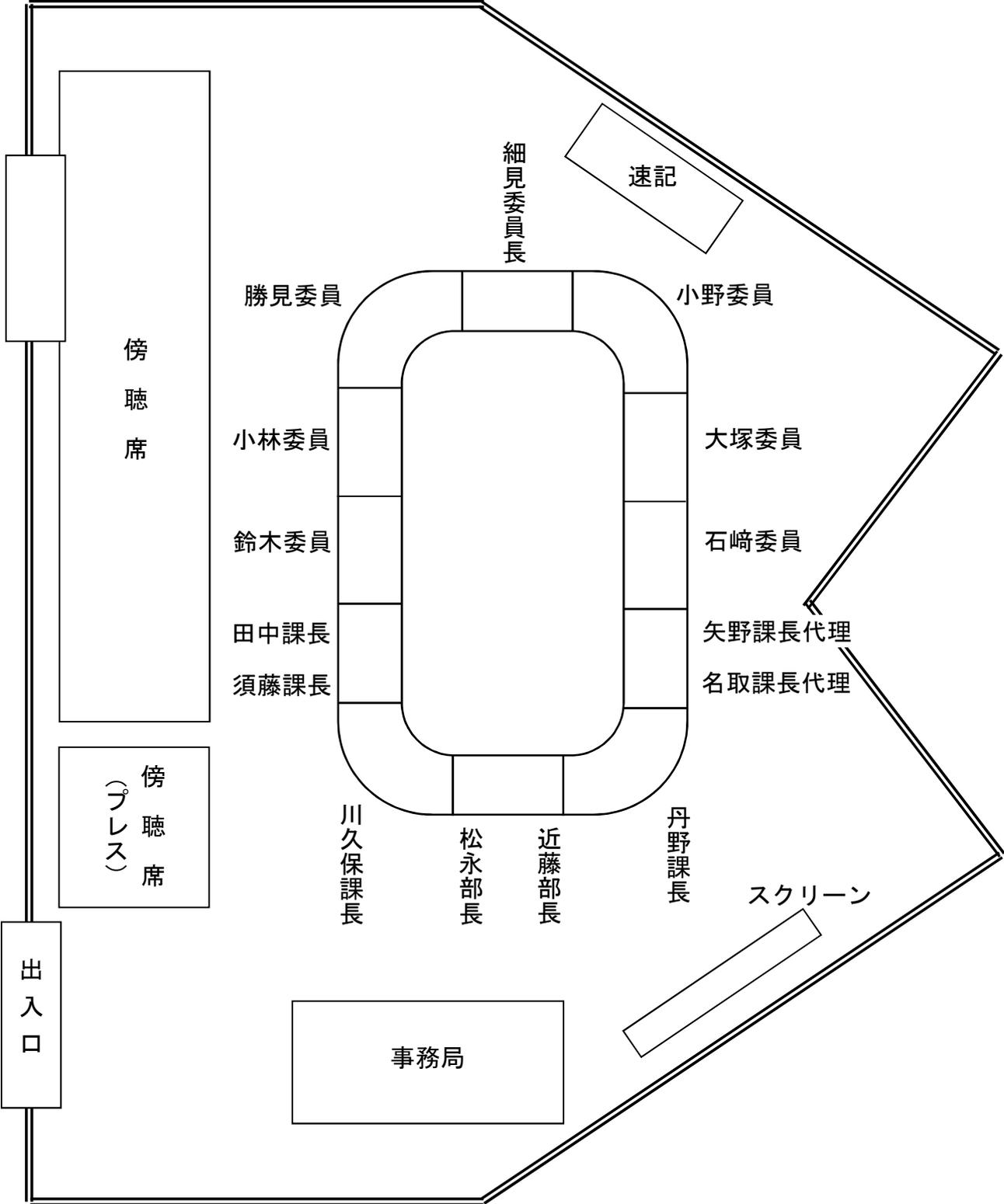
氏名	現職	専門分野
石崎 利一	全国中小企業団体中央会	中小企業経営
大塚 直	早稲田大学 法学部 教授	法律（環境法）
小野 恭子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員	リスク評価
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授	地盤工学
小林 剛	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	環境安全科学 環境動態解析
鈴木 弘明	一般社団法人 土壤環境センター 技術委員会 委員長 (原所属：日本工営株式会社)	土壤汚染 調査・対策
(委員長) 細見 正明	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	環境化学工学 土壤汚染

「土壤汚染対策検討委員会」事務局名簿

氏名	所属
松永 竜太	環境局環境改善部長
近藤 豊	環境局環境改善技術担当部長
川久保 ルミ子	環境局環境改善部計画課長
須藤 哲	環境局環境改善部化学物質対策課長
丹野 紀子	環境局環境改善部土壤地下水汚染対策担当課長
田中 利和	環境局多摩環境事務所環境改善課長
名取 雄太	環境局環境改善部化学物質対策課統括課長代理 (土壤地下水汚染対策総括担当)
矢野 明子	環境局環境改善部化学物質対策課課長代理 (土壤地下水汚染対策担当)

平成29年度 第3回 土壤汚染対策検討委員会 座席表

平成30年3月2日(金)
午前10時~午後0時30分
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22



資料 1

調査・対策以外の規定に関する検討

1

環境確保条例の規制の概要 (条例の土壤汚染関連規定)

第113条	土壤汚染対策指針の作成等	
第114条	汚染土壤の処理に関する命令	
第115条	地下水汚染地域における調査要請	
第116条	工場・指定作業場の廃止時の義務	
第117条	土地改変時の義務	
第118条	記録の保管および承継	
第119条	指導および助言	
第120条	勧告	本資料の検討対象
第121条	費用の負担	
第122条	適用除外	

2

本資料の検討課題

検討課題

調査・対策以外の規定について整理する

	論点	概要
論点①	第118条 記録の保管及び承継	これまでの保管・継承の義務に加えて、汚染が残置された土地の情報共有等について追加する
論点②	(新規) 台帳の調製・保管等	条例における台帳制度の概要について検討する
論点③	第119条 指導及び助言	指導・助言の対象及び合理的な土壌汚染対策の推進に関する助言等について記載を検討する。
論点④	第120条 勧告	勧告に従わなかった場合の公表規定について追加する。
論点⑤	第121条 費用の負担	汚染者負担の考え方を維持するとともに、土地所有者の協力義務等についても明記する。
論点⑥	第122条 適用除外	自然由来等基準不適合土壌の適用除外、法との重複に係る適用除外等について整理する

3

論点① 第118条 記録の保管及び承継

<記録の保管及び承継(第118条)>(現行)

環境確保条例 第118条

有害物質取扱事業者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者は、この節の規定に基づき実施した調査及び処理について記録を作成し、保管しておかなければならない。

2 有害物質取扱事業者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者が、土壌汚染の調査又は汚染土壌の処理若しくは拡散の防止の措置を行った土地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける者に確実に引き継がなければならない。



土地の譲渡を受ける者に対し、その土地の土壌汚染の状況等を把握させるとともに、再度、土地の改変を行う場合には、記録に基づき適切な措置を講じることを目的とした規定

4

論点① 第118条 記録の保管及び承継

課題 (見直しの検討を行ってきた中で発生した課題)

《台帳制度の新設》

・条例に基づく調査・届出について、台帳が調製・公開される。記録(台帳)の「保管」については、今後は行政において行われることとなる。(「1-2 土壤汚染届出情報等の公開」で検討済み。詳細は本資料論点②を参照)

- ⇒土地所有者等以外の者が実施した調査結果等は、土地所有者等に共有が必要
- ⇒記録の「保管」について、土地所有者等に義務付ける必要はないのではないか

《汚染地の改変時の義務》

・汚染が残置された土地におけるリスク管理の一環として、土地所有者等は改変者に対して、その土地に係る調査や対策の記録を伝え、改変にあたり届出が必要になる旨を伝える義務を規定することを検討(「2-4 汚染地の改変に係る拡散防止」)

- ⇒土地の汚染状況を関係者に提供する責務を、土地所有者等に課すべき

見直しの方向性(案)

- ・有害物質取扱事業者や土地改変者等から土地所有者等への土壤調査等に係る記録の共有・承継を義務づける。
- ・土地所有者等は、当該土地について新たに土地改変が行われる際には、改変者に土壤調査等の記録を提供するものとする。
- ・土地所有者等が土地を譲渡する際には、土壤調査等の記録を承継する。

5

論点① 第118条 記録の保管及び承継

改正骨子(案)

第118条 <記録の作成、共有及び承継>

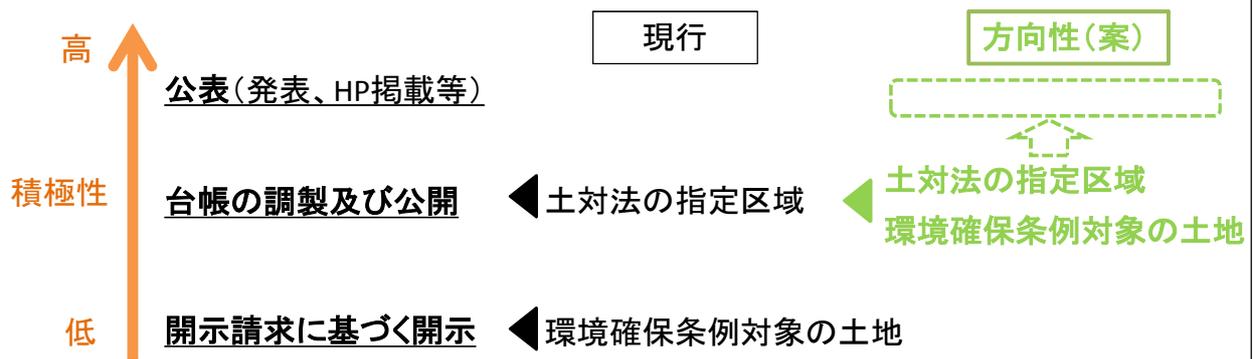
第114条から第117条に係る調査及び措置、対策、拡散防止を行った者(この者の地位を承継したものを含む。)は、この節の規定に基づき実施した調査及び処理について、土地所有者等と内容を共有するとともに、記録を作成し、保管し、必要に応じて土地所有者等にこれを引き継がなければならない。

2 土地所有者等は、前項の規定により共有又は引き継がれた記録について、当該土地において土地の改変を行おうとするものに対して適切に提供するとともに、土地に係る権利に移転があったときは、その都度、新たな土地所有者等に記録を引き継がなければならない。

6

論点②（新規）台帳の調製・保管等

【第1回資料2 論点① 土壤汚染届出情報等の公開の手法について】



・台帳の調製・公開については、土対法で既に実績があり、法と同様の規定を盛り込むことで実現可能

・公表については、新たな手法をとることになり、風評被害等により土地所有者等が不利益を被る可能性、運用方法等について考える必要がある。

・一方で、東京都では行政の透明性・都民の利便性の向上のため、より積極的な情報公開を行っていく方針が示されている。

見直しの方向性(案)

条例においても台帳の調製・公開の仕組みを設けたうえで、より積極的な情報提供に向けて情報公表範囲・運用方法を含めて検討していく。

論点②（新規）台帳の調製・保管等

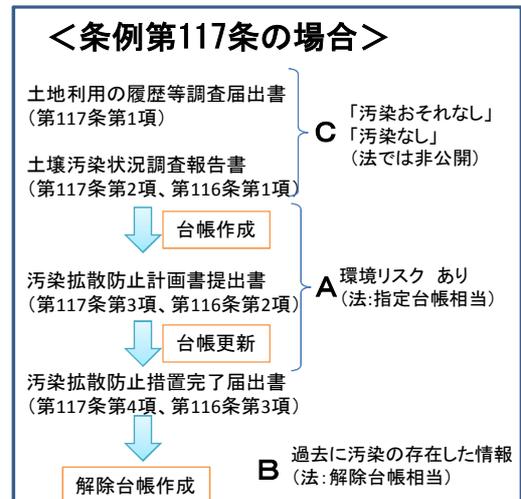
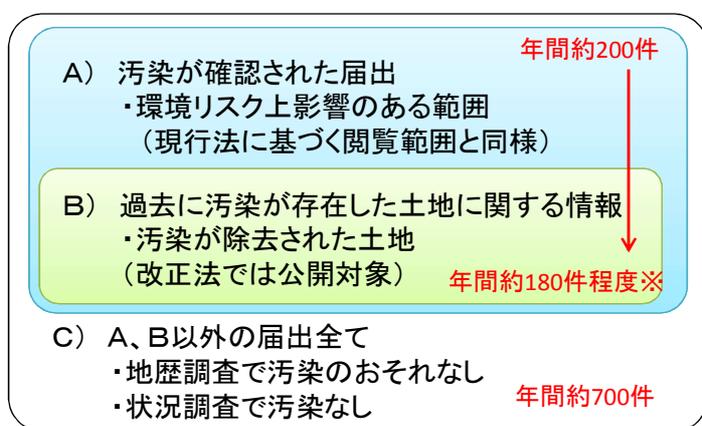
【第1回資料2 土壤汚染届出情報等の公開の範囲について】

土壤汚染の届出情報等のうち、どの範囲までを公開の対象とするべきか？

➢ 環境リスクの視点 ⇒ 現在汚染されている土地についての情報を対象

➢ 情報公開促進の視点 ⇒ 過去の汚染状況や汚染が無かった情報についても対象

＜公開範囲のイメージ＞



見直しの方向性(案)

※9割が掘削除去されたとした場合

改正土対法で対象となるA及びBの情報は、先行して台帳調製・公開の対象とし、Cの情報については、新たな公開範囲になるため、公開に向け必要な検討を行っていく。

論点②（新規） 台帳の調製・保管等

【第1回資料2 公開制度の骨子(案)】

土壤の汚染状況に係る台帳の調製及び台帳の公開規定を新たに設ける。

第1項 台帳の調製(記載事項は規則)

(A+Bの場合)

土壤汚染状況調査により汚染が確認された場合には、台帳、(法の要措置区域台帳、形質変更時要届出区域台帳に類するもの。仮称「汚染地台帳」)を調製し、保管する。

(A+B+Cの場合)

第114条の命令を受けた土地及び第115条から第117条までの規定に基づき調査が行われた土地について、台帳(仮称「届出地台帳」)を調製し、保管する。

第2項 台帳の更新・記載事項の変更・消除

調査、対策の届出等により、汚染状況に関わる内容の変更があった場合は、台帳の記載内容を更新する。

記載事項の変更があった場合には、土地所有者等の申請に基づき変更する。

(Aの場合) 第2項により汚染が全て除去された土地は汚染地台帳から消除する。

第3項 台帳の公開

「汚染地台帳」(又は「届出地台帳」)は公開するものとする

【第116条に関わる台帳の事務については、区市への移譲を検討】

9

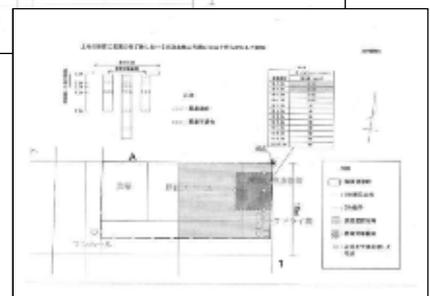
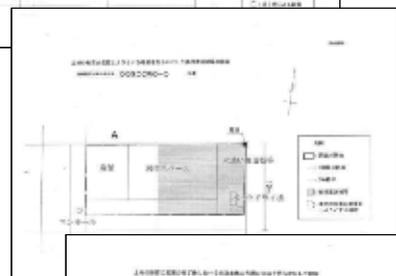
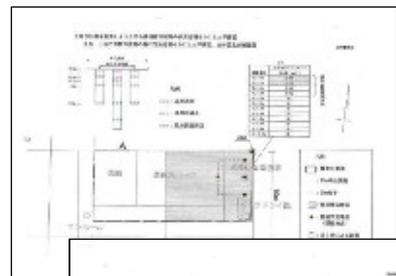
論点②（新規） 台帳の調製・保管等

法における区域指定台帳

- ・ 現在、法の台帳については都の窓口で閲覧可能
- ・ 台帳は、区域指定がされた場合、解除された場合、工事の届出がされた場合などに記載の追加が行われる
- ・ 法様式の帳簿と必要な図面等からなる

➡ 条例台帳も類似の台帳を想定

欄式第十二(百五十八条第四項参照)		要措置区域台帳		届出地台帳	
台帳番号	第一〇〇〇	特定年月日・制定番号	平成28年00月00日・第一〇〇〇	届出地	〇〇区〇〇町〇〇〇
調査・訂正年月日	平成28年00月00日調査、平成29年00月00日訂正				
要措置区域の名称	第1種有害物質汚染要措置区域 面積 <input type="text"/> m ²				
地下汚染の有無(土壤調査結果不適合の場合)	有・無				
法第114条第3項の規定に基づき特定された要措置区域にあっては、その旨					
土壌汚染の恐れのある区域、資料閲覧等を行う区域の届出等又は資料閲覧等を実施した土壌汚染の調査の結果に基づき特定された要措置区域にあっては、その旨					
要措置区域内の土壌汚染状況	報告年度別項目	特定に係る特定有害物質の名称	適合しない汚染項目	届出調査機関の名称	
	平成28年00月00日	アトマロロロロロ	含有量基準・ 超過基準 ・第二級対象基準		
			含有量基準・第一級対象基準・第二級対象基準		
			含有量基準・第一級対象基準・第二級対象基準		
			含有量基準・第一級対象基準・第二級対象基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(第115条参照)	完了済	土地の形質の変更の種類	実施者	主権者
	平成28年00月00日(平成29年00月00日)	平成28年00月00日	ローランド調査	土地所有者	有
					有・無
					有・無



論点②（新規） 台帳の調製・保管等

【参考】法における区域指定台帳

	法における区域指定台帳
帳簿記載事項 (規則第58条第4項)	要措置区域等に指定された年月日
	要措置区域等の所在地
	要措置区域等の概況
	法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあつてはその旨
	要措置区域等内の土壌の汚染状態
	土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名または名称
	要措置区域にあつては地下水汚染の有無
	形質変更時届出区域であつて法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつてはその旨及び当該汚染の除去等の措置
	自然由来特例区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあつてはその旨
	埋立地特例区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあつては、その旨
	埋立地管理区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあつては、その旨
土地の形質の変更の実施状況	
添付図面 (規則第58条第5項)	土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
	汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施工状況を明示した図面
	要措置区域等の周辺の地図

※上記の記載事項等は、現行の規則のとおり(現在、国において規則改正を検討中)

11

論点②（新規） 台帳

< 条例台帳の内容検討① >

検討の考え方 汚染が確認された土地と汚染が確認されなかった土地とで、それぞれ台帳の記載事項及び公開内容について検討する。

(1) 汚染が確認された土地

環境リスクに関する情報及び汚染があつた場合に改変時の届出義務のかかる土地であることの情報

⇒法と同様に土地ごとの汚染の状況等がわかる個票を調製し、公開

【個票の記載事項】

- 法の台帳事項を参考に条例上必要な事項・届出図面等の抜粋
- 条例に基づく届出・報告の履歴
(例)第116条については当該工場又は指定作業場の名称
第117条については当該敷地内で実施された土地の改変に係る事業の名称等
- 当該土地に必要なとされる対策の種類(汚染除去等/地下水汚染対策/改変時届出/除去完了につき対策等不要)等

※法のように区域指定制度を設けないことから、汚染の状況や要する対策の種類によって台帳を分けない

※汚染が除去されたことは、個票に記載し、消除等は行わない

12

論点②（新規）台帳

条例台帳の内容検討②

	法	条例
(法規則第58条第4項) 帳簿記載事項	要措置区域等に指定された年月日	届出年月日
	要措置区域等の所在地	所在地
	要措置区域等の概況	事業・事業者の名称
	法第14条第3項の規定により指定された要措置区域等にあつてはその旨	-
	要措置区域等内の土壌の汚染状態	汚染状態
	土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名または名称	指定調査機関
	要措置区域にあつては地下水汚染の有無	地下水汚染の状況
	形質変更時要届出区域であつて法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつてはその旨及び当該汚染の除去等の措置	必要な対策の種類
	自然由来特例区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあつてはその旨	自然由来等基準不適合の情報
	埋立地特例区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあつては、その旨	-
	埋立地管理区域の条件を満たすと都道府県知事が認めたものにあつては、その旨	-
	土地の形質の変更の実施状況	条例届出の情報
則第58条 添付(法規則第5項)	土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面	土壌汚染状況調査の内容
	汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施工状況を明示した図面	土地改変、措置等の内容
	要措置区域等の周辺の地図	現況の汚染状況

※法の記載事項等は、現行の規則のとおり(現在、国において規則改正を検討中)

13

論点②（新規）台帳

<条例台帳の内容検討②>

(2) 汚染が確認されなかった土地

環境リスクはなく、その後の規制も設けられていない。

⇒届出がされたことがわかるよう一覧を作成し、一定期間ごとに更新、公開

調査内容の詳細等を知りたい場合には、開示請求等による申請に基づき開示

届出書一覧(イメージ)

受理番号等	事業所名 事業名	調査対象地 (地番)	届出種別	届出 年月日	調査結果 (※1)	備考
29環改化土第●号	庁舎補修工事(仮)	新宿区西新宿二丁目8番の一部	条例第117条第1項 土地利用の履歴等 調査届出書	2018/2/2	汚染のおそれなし	
29環改化土第●号	都庁工業(株)	●●区●●町●番、●番	条例第116条第2項 土壌汚染状況調査 報告書	2018/3/2	汚染なし	
29環改化土第●号	(有)都庁産業	●●区●●町●番、●番の一部	条例第116条第2項 土壌汚染状況調査 報告書	2018/3/21	汚染あり (※2)	詳細は個票No.●を参照

※1 汚染の有無を都が保証するものでなく、条例に基づき調査した結果を示すものという注意書きを十分に記載する

※2 汚染が確認された土地についても併せて一覧に記載することも検討

多数の届出情報を整理したうえで利便性の高い情報を提供するために、システムによる対応・運用方法・施行時期等について引き続き検討が必要

14

論点③ 第119条 指導及び助言

<調査及び処理等に係る指導及び助言(第119条)> (現行)

環境確保条例 第119条

知事は、有害物質取扱事業者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者がこの節の規定に基づき行う汚染土壌の調査及び処理等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。



事業者による汚染土壌の調査及び処理が適正に行われるように、必要に応じて、知事が指導及び助言を行うことができる旨を規定

15

論点③ 第119条 指導及び助言

課題 (見直しの検討を行ってきた中で発生した課題)

【指導・助言の対象について】

- ・第116条の届出時期を廃止後120日に変更することを検討しており、その際には有害物質取り扱い事業者の外に「工場等廃止者(仮称)」についても指導・助言の対象となる。(「1-3 条例第116条に基づく調査」で検討済み)
- ・土地所有者等に一定の責務を負わせることを検討しており、土地所有者等への指導・助言も必要となる。(「1-3 条例第116条に基づく調査」で検討済み)

【その他、情報の収集・提供について】

- ・健康リスクに関する情報の収集・提供についての規定を新設する必要がある。(「2-2 人の健康リスクに係る対策等」で検討済み)

【土壌汚染対策における環境負荷配慮(GR)、経済・社会影響配慮(SR)】

- ・助言にあたり、GR・SRの考え方の普及も同時に図られることが望ましい

見直しの方向性(案)

- ・指導・助言の対象として、工場等廃止者及び土地所有者等を追加する。
- ・人の健康影響に係る情報の収集および提供の規定を追加する。

※土壌汚染対策における環境負荷及び経済・社会影響配慮の普及については、条例第3条の知事の責務に基づき、指針に考え方を示し、助言の参考とする。

16

論点③ 第119条 指導及び助言

改正骨子(案)

第119条<指導及び助言並びに情報収集等>

知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、土地所有者等及び土地改変者がこの節の規定に基づき行う汚染土壌の調査及び処理等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

2 知事は、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして第114条に規定する規則で定める基準に該当することを判断するために必要な限りにおいて、当該判断に必要な情報を自ら収集し、あるいは情報を有する者に対し提供を求めることができる。

3 知事は、前項の規定に基づき収集又は提供を受けた情報について、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

17

論点④ 第120条 勧告

<勧告(第120条)> (現行)

環境確保条例 第120条

知事は、第114条から第117条までの規定(第114条第1項、第115条第1項及び第2項、第116条第2項並びに第117条第2項の規定を除く。)に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。



土壌汚染の調査及び処理等を行わない者等に対し、知事が、その是正措置を勧告することができる旨を規定

<対象となる行為>

- ① 汚染処理計画書の知事への提出の懈怠(第114条第2項及び第115条第3項違反)
- ② 汚染の処理の完了届の懈怠(第114条第3項及び第115条第3項違反)
- ③ 土地の譲受者の土壌汚染調査又は汚染拡散防止措置の懈怠(第116条第4項違反)
- ④ 工場及び指定作業場の廃止時及び建物除却時の知事への土壌調査の届出の懈怠(第116条第1項違反)
- ⑤ 汚染拡散防止措置完了届出書の知事への提出の懈怠(第116条第3項及び第117条第4項違反)
- ⑥ 土地の改変時の土地の利用履歴の調査の届出の懈怠(第117条第1項違反)
- ⑦ 汚染拡散防止計画書の知事への提出の懈怠(第117条第3項違反)

18

論点④ 第120条 勧告

課題 (見直しの検討を行ってきた中で発生した課題)

・調査未実施者への対応を強化するため、第120条の勧告に従わなかった場合に公表する規定を検討した(「1-4 調査義務違反者への対応」で検討済み)

▶ 条例第156条第1項の公表の対象に加えることを検討

・一方で、未調査地については、環境リスクへの対応及び土地取引時のトラブル防止の観点から、「未調査地であることの情報」は勧告違反に先行して**公表**することを検討(「1-4 調査義務違反者への対応」で検討済み)

▶ 手法として“**公表**”に限定する必要はないため、規定としては“**公開**”としてどうかこの公開規定については、土壌制度の規定の範囲で新設する必要がある。

見直しの方向性(案)

- ・条例第156条第1項の公表の対象に、第120条の勧告違反を加えることとする。
- ・「未調査地であることの情報」について、速やかに公開する規定を新設する。

19

論点④ 第120条 勧告

改正骨子(案)

第120条 <勧告及び未調査地の公開>

知事は、第114条から第117条までの規定(第114条第1項、第115条第1項及び第2項、第116条第2項並びに第117条第2項の規定を除く。)に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、第116条第1項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、当該調査義務の対象となっている土地の場所とその範囲について、公開するものとする。

20

論点⑤ 第121条 費用の負担

＜費用の負担(第121条)＞(現行)

環境確保条例 第121条

第116条第4項及び第117条の場合において、有害物質取扱事業者から、第116条第1項の廃止若しくは除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地の改変者が、土壤汚染の調査又は拡散防止の措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。



汚染者負担の原則を維持することを明らかにするための規定

(「廃止等に係る土地の譲渡を受けた者又は土地の改変者(←汚染原因者ではないが、条例上の義務により調査対策を行う者)」が、土壤汚染の調査等に要した費用を汚染原因者に請求することを妨げるものではない旨を、確認的に規定したもの)

21

論点⑤ 第121条 費用の負担

環境確保条例(汚染土壤の処理に関する命令)

第114条

知事は、工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの(以下「有害物質取扱事業者」という。)が、有害物質により土壤を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理の計画書(以下「汚染処理計画書」という。)を作成し、これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染土壤の処理をすることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。



汚染土壤の処理を命じられた工場等の敷地が当該有害物質取扱事業者の所有でない場合は、当該事業者には掘削の権原がないので、土地の所有者に対し、汚染土壤の処理について協力すべきことを定めたものである。

この場合の協力とは、土地の掘削などの処理行為の実施を承認することを指し、費用の負担等を求めるものではない。

《第116条の命令規定にも同様の記載あり》

22

論点⑤ 第121条 費用の負担

課題 (見直しの検討を行ってきた中で発生した課題)

- ・汚染原因者負担の原則の考え方については、引き続き維持していくことが必要であり、土地所有者等や土地改変者から汚染原因者に対して求償を妨げないことは引き続き明記すべきではないか。
- ・これまでも土地所有者に対して対策実施時の協力義務を各条文で規定してきたが、加えて、義務者が実施する調査についても土地所有者等の協力が不可欠であることから、調査に関する協力義務も明記すべきではないか。
- ・上記「協力義務」は、土地所有者等以外の義務者に課された調査対策の実施時に適用される規定であり、他の規定で土地所有者等に調査・対策の義務がかかることとは矛盾しない。

見直しの方向性(案)

- ・「汚染原因者以外の者が実施した調査対策の費用を汚染原因者に請求することを妨げない」ことの明記は維持する。
- ・併せて、条例上の義務者が調査対策を実施する場合の土地所有者等の協力義務についても規定する。

23

論点⑤ 第121条 費用の負担

改正骨子(案)

第121条 <土地所有者等の協力義務及び汚染原因者以外の者が実施した措置等に係る費用の負担>

第114条から117条に係る調査、汚染除去等の措置、地下水汚染対策又は汚染拡散防止措置を実施する者が当該土地の所有者等でない場合、当該土地の所有者等はこれらの実施に協力しなければならない。

2 第116条の場合においては土地の所有者等及び第117条の場合においては土地の改変者が、土壌汚染の調査、汚染除去等の措置、地下水汚染対策及び汚染拡散防止措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。

24

論点⑥ 第122条 適用除外

<適用除外(第122条)> (現行)

環境確保条例 第122条

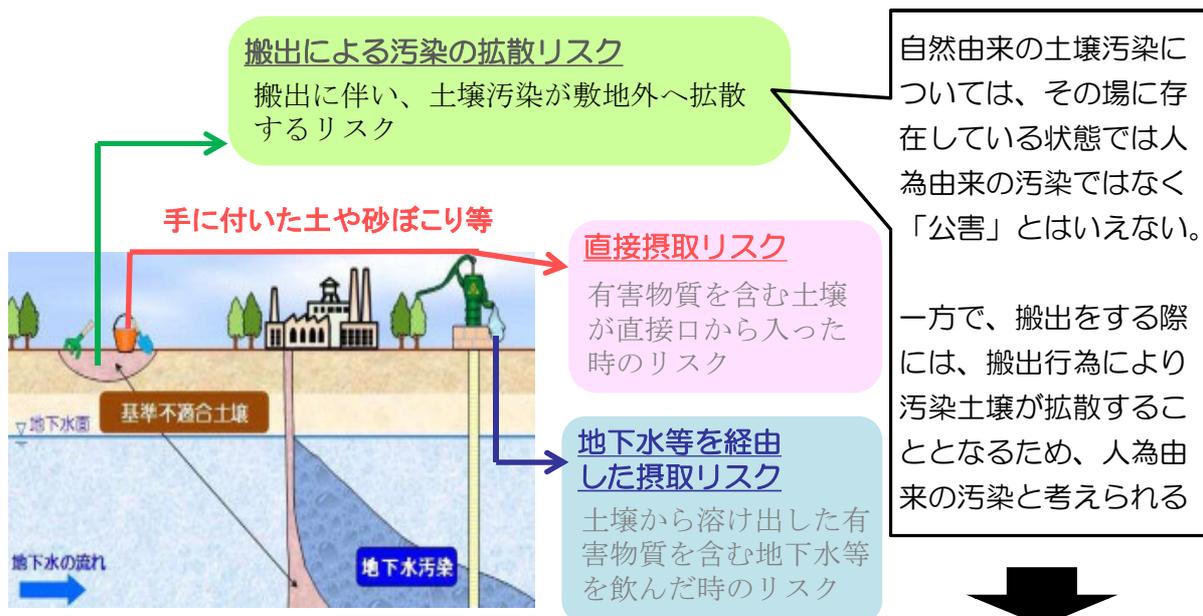
- 第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壤については適用しない。
- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地の土壤
 - 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壤
 - 三 前号に掲げるものほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壤

農用地や自然的条件で汚染されている土壤等について、土壤関係の規定を一律に適用を除外する規定

・自然由来等の基準不適合土壤について、一律の適用除外を見直すこととし、搬出について限定的に規制を設けることとして検討(1-1「目的・規制対象」、2-5「自然由来等基準不適合土壤の拡散防止」)

25

【第1回 資料1 論点③ 自然由来等基準不適合土壤の取り扱い】



見直しの方向性(案)

自然由来等基準不適合土壤については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、**搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用すること**を検討する。(詳細は第2回において検討予定)

26

【第2回 資料5 論点① 自然由来等基準不適合土壤の搬出の規制について】

見直しの方向性(案)

第122条 第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壤については適用しない。

一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地の土壤

~~二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壤~~

三 前号に掲げるものほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壤



- 条文上の除外規定を削除
- 条文上は通常の汚染土壤と同等の取扱いになるが、土壤汚染対策指針において自然由来等基準不適合土壤の取扱い方法等を別途定める

27

論点⑥ 第122条 適用除外

【第2回 資料5 論点② 自然由来等基準不適合土壤の搬出の規制内容】

見直しの方向性(案)

(下線加筆)

- 自然由来等基準不適合土壤についての取扱い、届出内容等について、土壤汚染対策指針に記載
- 自然由来等による汚染のおそれがある土壤については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。
- 自然由来等による基準不適合土壤があったことについては、台帳に記載する
- 土壤の移動や、外部への搬出がある場合には、汚染拡散防止措置計画において移動の計画・汚染土壤処理業者への搬出について記載を行う
- 自然由来等の搬出が適切に行われたかどうかの確認は汚染拡散防止措置完了届で報告

※搬出方法等の詳細については、指針の見直しの際に検討する。(第5回以降)

28

論点⑥ 第122条 適用除外

課題 (見直しの検討を行ってきた中で発生した課題)

・自然由来等の基準不適合土壌について、一律の適用除外を見直すこととし、搬出について限定的に規制を設けることについて、第1回検討委員会で方向性は了承された。

・一方で、第2回検討委員会において、条例第122条の適用除外規定から完全に記載をなくすことに対する懸念の意見もあった。

見直しの方向性(案)

自然由来の基準不適合土壌については、拡散防止の目的に照らして各条文の適用関係を整理し、自然由来の基準不適合土壌に対する規制の範囲が限定されていることを条例及び規則において示す。

29

論点⑥ 第122条 適用除外

自然由来等基準不適合土壌に関する各規定の適用の整理(案)

条番号	内容 (見直し後)	自然由来等基準不適合土壌の規制 (案)
第113条	指針	適用 (指針における調査の特例・搬出時拡散防止の規定)
第114条	健康リスクのある土地の対策命令	対象外
第115条	地下水汚染対策	対象外
第116条	工場廃止時等調査対策	一部適用 (調査の結果汚染があった場合の搬出規制)
第117条	土地改変時調査対策	一部適用 (地歴上汚染あり、調査の結果汚染があった場合の搬出規制)
第118条	記録保管承継	適用
(新設)	台帳	適用
第119条	指導助言等	適用
第120条	勧告等	適用
第121条	費用請求、協力義務等	一部適用 (土地所有者の協力義務)

30

論点⑥ 第122条 適用除外

改正骨子(案)

第122条 <適用除外>

第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壤については適用しない。

- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地の土壤
- 二 前号に掲げるものほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壤

2 第113条から前条までの規定は、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壤については、(当該場所からの土壤の搬出による)汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用する。

↓
汚染の把握、汚染があった場合の記録、台帳の調製・公開、指導・助言、勧告 等

資料 2

法制度との重複に係る整理

1

法と条例の重複に係る現状の重複解消方法

現状

(指針の特例)

・土壤汚染対策指針の中で、調査・対策について重複・不整合解消のための規定を設けている。

【法の適用をうける土地についての調査の特例】 「土壤汚染対策指針 第2 2」

法の適用を受ける土地については、法で定める方法により、調査を実施することができる。

【要措置区域等に指定された場合の特例】 「土壤汚染対策指針 第4」

法の要措置区域等に指定された場合には、措置の完了があったものとみなす。

(報告書等の合理化)

・都に提出される法・条例の届出については、重複している報告書等については法の報告書等で兼ねることができるような運用を行っている。

2

法と条例の重複に係る現状の重複解消方法

課題

(指針の特例)

- ・現行の指針は、条例独自の地下水環境保全の観点からの規定(地下水調査が必須、地下水汚染原因時の対策義務など)も、適用されないこととなっている。
- ・指針ではなく、条文・規則に記載すべきという指摘がある。

(報告書等の合理化)

- ・都への届出は合理化できているものの、都と区市の両方に報告が必要な場合などについては、整理が必要

今回の見直し内容も含めて、改めて重複の解消について検討が必要

3

【背景】法と条例で重複している手続き

	法(改正法)	条例(見直し案)
①調査	【第3条第1項】有害物質使用特定施設廃止時の調査	【第116条第1項】工場等廃止時等の調査
	【第4条第2項】土地の形質変更を行う土地の調査報告(改正法)	【第117条第1項、第2項】土地改変時の地歴調査、土壤汚染状況調査
②対策	要措置区域における汚染除去等計画、措置完了報告書(改正法)	健康リスクがある場合の汚染除去等計画、完了届
	—	高濃度汚染時の対策に係る計画・完了届(条例独自規定)
③汚染残置案件のリスク管理・拡散防止	形質変更時要届出区域における形質変更届(法第12条) 汚染土壤搬出届(法第16条)	汚染残置土地の改変時における汚染拡散防止計画
	対策実施後の工事完了報告書(任意)、措置完了報告書(任意)	汚染拡散防止措置完了届
④台帳	要措置区域台帳、形質変更時要届出区域台帳、解除台帳(改正法)	台帳(新設予定)

4

本資料の検討課題①

検討課題① 調査報告手続の重複

	論点	概要
論点①	法第3条と条例第116条の調査報告の重複	法第3条と条例第116条で調査報告が重複する場合の重複解消について検討する
論点②	法第4条と条例第117条の調査報告の重複	法第4条と条例第117条で調査報告が重複する場合の重複解消について検討する

5

本資料の検討課題②

検討課題② 対策・拡散防止に係る重複

	論点	概要
論点③	健康リスクがある場合の対策の重複	法と条例で、健康リスクが存在する場合に対策を命令し、計画・報告を求める規定の重複解消を検討する
論点④	高濃度汚染がある場合の対策の重複	条例における高濃度汚染対策を規定するにあたり、法における対策との重複解消を検討する
論点⑤	リスク管理・拡散防止に係る重複	健康リスク・高濃度汚染がない汚染地における拡散防止措置届出の重複解消を検討する

検討課題③ 汚染を管理する台帳の重複

	論点	概要
論点⑥	条例台帳と法の区域指定台帳の重複	新設予定の条例台帳と法区域指定台帳で重複する案件の管理・記載等を検討する

6

【論点①】 法第3条と条例第116条の調査報告の重複

現状

- 法第3条の対象案件のほぼすべてが条例第116条の対象となっており、重複案件は両者の手続きが必要になっている。
- 報告先について、法第3条は東京都(八王子市および町田市を除く。)であり、条例第116条は各区市となっている。
- 法と条例で調査範囲や方法に多少の差があるほか、区市と都で指導が異なるときがあるなどの声がある。

課題

- 法第3条と条例第116条が重複して適用になる案件について、事業者の負担が生じているため、事業者の負担を軽減し、かつ行政手続きの合理化を図るしくみが求められている。

7

【論点①】 法第3条と条例第116条の比較①

	法第3条	条例第116条【改正案】
調査の義務者	土地の所有者等	有害物質取扱事業者
届出契機	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設の廃止時 (水質汚濁防止法または下水道法による) ・有害物質使用の廃止時 ・【改正法】調査猶予中の土地において900㎡(仮)以上の形質変更を行う際 	<ul style="list-style-type: none"> ・【改正案】工場・指定作業場の廃止時 ・当該工場等の全部又は主要な部分を除却しようとする時 ・【改正検討中】操業中の土地における自主調査
時期	義務の生じた日から起算して120日以内	【改正案】廃止後(120日以内)
届出先	東京都(八王子市、町田市は各市)	各区及び市(島嶼、町村は東京都)

- 条例の理念により、義務者は法と異なる。(土地所有者＝事業者、のケースは約5割)
- 【改正案】届出の時期については、法との整合を図ることを検討。
- 届出先が異なることが事業者の負担

8

【論点①】 法第3条と条例第116条の比較②

<指針記載事項>

	法第3条	条例第116条【改正案】
調査範囲	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地のすべての区域	対象地全体(又は対象地のうち過去の有害物質の取扱い事業場の設置等が判明した区域)
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象地について過去から汚染のおそれを把握 第1種は概況＋相対的高濃度地点でのボーリング調査、第2種及び第3種は概況調査までが義務 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業者が現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた有害物質を対象 【改正案】法と同様の土壌の調査＋地下水の調査

- 対象となる施設が異なるため、義務の判断に要する行政資料が異なる。
- 汚染のおそれの把握の対象が異なる。(法の方が広い)
→条例の調査に過去地歴の汚染の把握を加えれば、法の調査の要件を満たす。
- 【改正案】土壌調査については、法と整合を図る予定。ただし、溶出量基準超過時には地下水調査を必須とする。
→法の調査に地下水調査を加えれば、条例調査の要件を満たすことになる。

9

【論点①】 法第3条と条例第116条の比較③

	法第7条	条例第116条
対策の義務者	土地所有者等又は汚染原因者	有害物質取扱事業者(合意があれば土地所有者等)
対策の要件	<ul style="list-style-type: none"> 要措置区域(健康リスク有)に指定された場合には措置が必要 形質変更時要届出区域に指定された場合には対策不要 	<ul style="list-style-type: none"> 【改正案】健康リスクがあれば対策が必要 【改正案】高濃度汚染があれば地下水汚染拡大防止の対策が必要
計画	【改正法】要措置区域については実施の30日前までに汚染除去等計画を提出	<ul style="list-style-type: none"> 計画を提出(提出の時期の規定はなし) 【改正案】高濃度汚染は条例独自
完了	【改正法】汚染除去等計画に基づく実施措置の完了を報告	<ul style="list-style-type: none"> 完了届を提出 【改正案】高濃度汚染は条例独自
届出先	東京都(八王子市、町田市)	各区及び市(島嶼、町村は東京都)

- 条例の理念により、義務者は法と異なる。(土地所有者＝事業者、のケースは約5割)
- 【改正案】健康リスクのある場合は法と同様とする。高濃度汚染時における地下水汚染拡大防止の対策を条例独自に規定
- 従来の「指針の特例による完了みなし」は、高濃度汚染時は適用できない。

10

【論点①】 法第3条と条例第116条の比較④

	法第12条、第16条	条例第116条
改変時拡散防止の義務者	12条: 土地の形質変更を行う者 16条: 汚染土壌の搬出を行う者	【改正案】土地改変者 ※現行の汚染拡散防止措置の義務者は有害物質取扱事業者
計画	形質変更時要届出区域の形質変更を行う場合、汚染土壌の搬出を行う場合それぞれ14日前までに届出	汚染拡散防止計画書を措置前までに提出
完了	任意で工事終了報告書、措置完了報告書を提出	汚染拡散防止措置完了届を提出
届出先	東京都(八王子市、町田市は各市)	各区及び市(島嶼、町村は東京都)

- 【改正案】健康リスク、高濃度汚染がなく対策を要しない土地での改変時について、拡散防止を土地改変者に義務付ける。
- 法第12条及び第16条と同様の要件とすることで、従来の「指針の特例による完了みなし」について、同様に扱える見込み。

11

【論点①】 法第3条・条例第116条届出件数(H28)

※八王子市・町田市を除く

第116条

	土壌汚染状況調査報告	汚染		汚染拡散防止計画	汚染拡散防止措置完了
		有	無		
区部・島しょ	192	85	107	72	78
多摩	59	15	44	11	8
都内合計	251	100	151	83	86

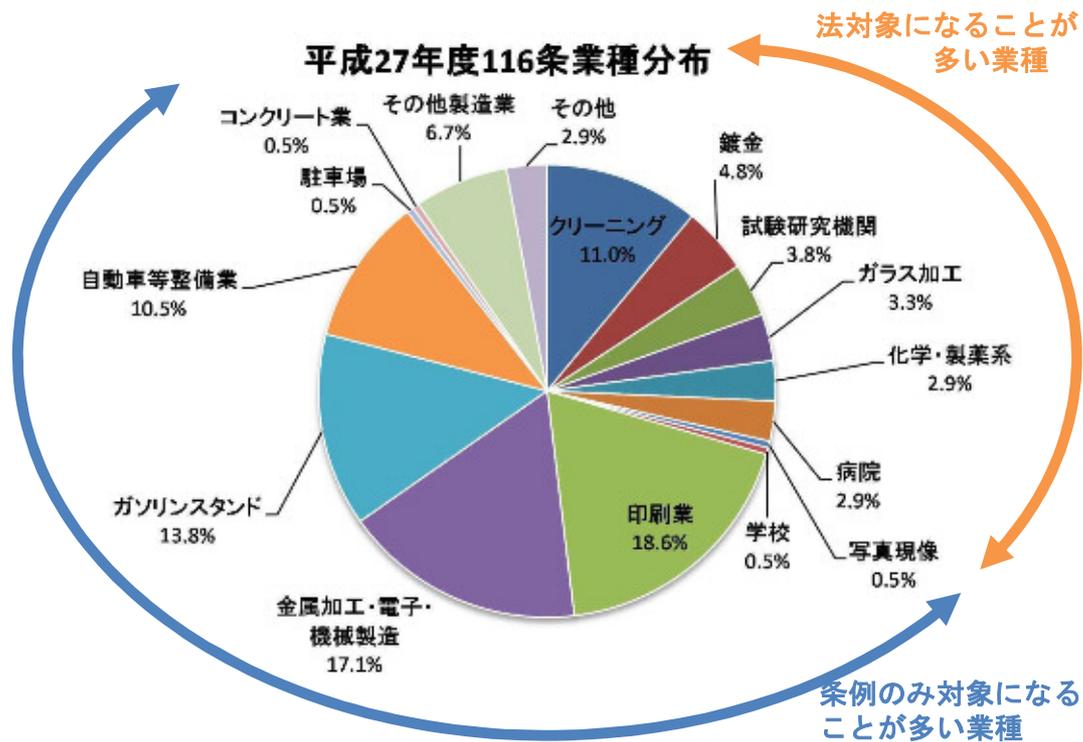
第3条

	土壌汚染状況調査報告	汚染	
		有	無
区部・島しょ	49	32	17
多摩	11	4	7
都内合計	60	36	24

法第3条の対象となる案件は基本的に条例第116条の対象にもなるため、法第3条件数(=60件)が条例第116条との重複件数と考えられる

12

【論点①】 第116条調査の実績(H27)



13

【論点①参考】法と条例の重複に係る意見(区市アンケート意見抜粋)

制度全般及び調査義務	<p>現在、法と条例の規制内容の整合性が取れていないことを問題としていますが、そもそも条例の存在が二重行政になり、事業者負担を強めていることが問題と考えます。</p> <p>補足：法と条例第116条に該当する案件の場合、指針により『法の適用を受ける土地については、法第3条第1項の環境省令で定める方法により、実施することができる』と記載があります。そのため、区では、最初に都へ相談するよう誘導し、調査対象物質が条例の規制を満足しているかの確認のみ行っています。</p>
調査義務	<p>法第3条、条例第116条が適用される案件について、調査についてもみなし規定があったほうがよいのではないかと。その場合、工場等設置者から法第3条の手続きをしている旨を区へ報告する規定を設けたり、東京都から調査に関する情報を区へ通知したりするルール作りが必要と思う。</p>
現在の指針第4によるみなし規定への意見	<p>要措置区域等に係る特例について、土壌汚染対策指針ではなく条例または規則に明記したほうがよいのではないかと。</p> <p>東京都土壌汚染対策指針では、土壌汚染状況調査にて土地の汚染が確認され、汚染拡散防止計画提出の前に土壌汚染対策法にもとづく区域指定がされた場合、要措置区域等に係る特例として条例第116条第2項の「汚染拡散防止計画の作成および提出」があったものとみなすとされている。このことから、市に汚染拡散防止計画を提出する必要がなくなり、東京都から汚染拡散防止の計画に関する情報提供があるわけではないため、汚染拡散防止の計画について市が把握することができない状況があり、課題であると考えている。</p>

14

【論点①】 法第3条と条例第116条の調査報告の重複

考慮すべき点

- 法と条例は、規制に係る土地は同一であるものの、義務者がそれぞれ土地所有者等と有害物質取扱事業者と異なっており、別の規定である。
⇒一方の報告をもって、他方の義務の履行を不要とすることは難しい
- 調査方法について法との整合は図っていくものの、地下水の調査等、条例独自の規定も生かすことを検討
⇒条例独自の規定は適用していく必要がある



見直しの考え方

法第3条の報告で条例第116条の報告を適用除外とすることは難しい
一方で、可能な限り手続きの省力化・合理化は図っていくべき
また、調査及び対策が、二度手間にならないための整理は指針で行う

15

【論点①】 法第3条と条例第116条の調査報告の重複

【対応案】

法第3条の調査報告が都へ提出された場合、区市へ提出する条例第116条報告書は、法第3条報告書を活用できるものとする

⇒条例の届出は、届出書の条例様式に法の届出がされたことがわかる資料（＝法の届出書の法定様式の写し）を添付することで足りる、等の対応を想定

【利点】

- 調査方法等に関する指導は、基本的に都に一本化されることで、調査の二度手間や指導の齟齬等の発生を防げる。
- 条例の報告用に別の報告書を作成することが不要となる。
- 完全に適用除外になるわけではないので、工場等廃止者等への指導の継続が可能

【留意点】

法第3条の調査・報告において、条例第116条で求める調査内容を含んでいる必要がある。（例：条例第116条調査では、溶出量基準超過時に地下水調査が必要となるなど）

16

【論点①】 法第3条と条例第116条の調査報告の重複

【対応案】(再掲)

法第3条の調査が都へ提出された場合、区市へ提出する条例第116条報告書は、法第3条報告書を活用できるものとする

【区市WGにおける意見】

<法的な課題>

- 届出義務者が異なるが、法第3条報告が先行することになり、土地所有者等への義務が先行すると考えられるのではないか
→活用できるだけであり、条例の義務を除外するものではないため、条例の義務について周知するとともに、工場等廃止者への指導を継続

<運用上の課題>

- 法第3条の義務がかかるのかの情報収集及び判定に時間を要し、条例第116条の届出とタイムラグが生じるおそれがある
→廃止後に法第3条の対象となるかの判定に相応の時間がかかっている状況について、スムーズな情報共有ができるように区市と協議していく

17

【論点①】 法第3条と条例第116条の調査報告の重複

見直しの方向性(案)

- 法第3条の調査が都へ提出された場合、区市へ提出する条例第116条報告書は、法第3条報告書を活用できるとする
- 条例を完全に適用除外としないことで、条例の独自の規定を生かしていく
- 想定される運用上の課題については、区市と協議しながら対応を検討する
- 調査・対策の技術的な整合については、指針で整理する

18

【論点②】 法第4条と条例第117条の調査報告の重複

現状

- 法第4条の対象案件のほぼすべてが条例第117条の対象となっており、重複案件は両者の手続きが必要になっている。
- 届出及び報告先について、法第4条は東京都(八王子市および町田市を除く。)であり、条例第117条は東京都であるため、都は同時に審査を行っている。
- 改正法第4条第2項において、先行して実施した調査結果を第4条第1項と同時に提出可能となり、条例第117条の調査結果と内容が重複する。

19

【論点②】 法第4条と条例第117条の比較①

	法第4条	条例第117条【改正案】
調査の義務者	土地所有者等 【改正法】土地の形質変更をする者が土地所有者の同意を得て調査・届出可能	土地改変者
届出契機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合 ・【改正法】有害物質使用特定施設の土地において900㎡(仮)以上の形質変更を行う際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3000㎡以上の土地で土地の改変を行う場合 ・【改正案】有害物質使用特定施設の土地において900㎡(仮)以上の改変を行う際 ・【改正案】管理行為・軽易な行為について除外規定を追加
時期	土地の形質の変更に着手する日の <u>30日前まで</u>	土地の改変に着手する前まで
提出先	東京都(八王子市、町田市は各市)	東京都

- 八王子市、町田市以外は東京都にまとめて届出を行う

20

【論点②】 法第4条と条例第117条の比較②

＜指針記載事項＞

	法第4条	条例第117条【改正案】
調査範囲	形質変更対象地	(地歴調査)敷地全体 (土壌等調査)改変対象地
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象地について過去から汚染のおそれを把握 第1種は概況＋相対的高濃度地点でのボーリング調査、第2種及び第3種は概況調査までが義務 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地について過去から汚染のおそれを把握 【改正案】法と同様の土壌の調査＋地下水の調査

その後の対策等については基本的に法第3条、法第116条と同様となる

- 重複する調査については、条例の届出書の鑑にその旨を記載することで簡略化を図っている。(八王子市・町田市を除く)

21

【論点②】 法第4条と条例第117条の調査報告の重複

＜条例第117条の届出件数＞ (H28年度)

	117条第1項			117条第2項	法第14条 ※
		3000㎡以上 (法4条対象)	3000㎡未満		
区部・島しょ	412	259	153	232	111
多摩	262	200	62	68	20
都内合計	674	459	215	300	131

※八王子市・町田市を除く

22

【論点②】 法第4条と条例第117条の調査報告の重複

- 都では、条例の報告書の鑑に法の調査報告書の受理番号を記載することで条例の報告書を簡略化しており、この方法にて円滑に運用されている

見直しの方向性(案)

- 都では、条例の報告書の鑑に法の調査報告書の受理番号を記載することで条例の報告書を簡略化する運用について、今後も引き続き同様に運用していく

- 法第4条と条例第117条を別に受けている町田市・八王子市については両市と協議を行いながら検討を行う

23

【論点③】 健康リスクがある場合の対策の重複

背景

条例の見直しにあたり、調査の結果汚染が判明した土地に対する対策要件や規制内容についての見直し

⇒これに伴い新たに法と重複する手続きが発生

<対策要件見直し(案)>

	健康リスクベース			
	健康リスクあり	健康リスクなし		
		高濃度汚染あり	高濃度汚染なし	
法	措置必要	措置不要		
条例 見直し案	措置必要	措置必要	改変範囲は措置必要 それ以外は措置不要	
	地下水環境保全			

健康リスクの有無・汚染状態により必要な手続きが異なるため、それぞれについて可能な重複解消方法を検討

24

【検討課題②】 対策・拡散防止に係る重複 重複届出件数

＜法の区域指定件数＞（H28年度）

契機	要措置区域 (健康リスクあり)	形質変更時要届出区域 (健康リスクなし)	
		第二溶出量基準超過 (高濃度汚染あり)	第二溶出量基準適合 (高濃度汚染なし)
3条	8	10	20
4条	5	12	77
合計	13	22	97

25

【論点③】 健康リスクがある場合の対策の重複

＜対策要件見直し(案)＞

健康リスクベース			
	健康リスクあり	健康リスクなし	
		高濃度汚染あり	高濃度汚染なし
法	措置必要	措置不要	
条例 見直し案	措置必要	措置必要	変更範囲は措置必要 それ以外は措置不要

地下水環境保全

法の要措置区域に指定

法: 措置及び汚染除去等計画作成の指示 ⇒ 汚染除去等計画・措置完了報告

条例第114,115,116条: 汚染除去等命令 ⇒ 汚染除去等計画・措置完了届

条例第117条: ⇒ 汚染拡散防止計画・措置完了届

対策を求める要件は同じであり、その後の手続きも重複しており、解消を検討すべき

26

【論点③】 健康リスクがある場合の対策の重複

条例の見直し検討案と法との関係

- 条例の見直しにより、人の健康リスクがある場合には対策を求めることになるが、これは法の要措置区域で必要な措置と重複する。
- 法と条例第117条(115条)は都、条例第116条は区市が所管しており、両者の手続きが必要になる。
- 法第4条と条例第117条は届出義務者が同一であるが、法第3条と条例第116条は土地所有者等と事業者で異なる

課題

- 法と条例の人の健康リスクへの対策の要件は同様としたことで、同一の手続きが発生することとなり、合理化が必要

27

【論点③】 健康リスクがある場合の対策の比較

	法第7条	条例第116条	条例第117条
対策の義務者	土地所有者等又は汚染原因者	有害物質取扱事業者(合意があれば土地所有者等)	土地改変者
対策の要件	・要措置区域(健康リスク有)に指定された場合には措置が必要	・【改正案】健康リスクがあれば対策が必要	
計画	【改正法】要措置区域については実施の30日前までに汚染除去等計画を提出	・計画を提出(提出の時期の規定はなし)	
完了	【改正法】汚染除去等計画に基づく実施措置の完了を報告	・完了届を提出	
届出先	東京都(八王子市、町田市)	各区及び市(島嶼、町村は東京都)	東京都

- 提出される計画・完了の内容はほぼ同様となる
- 一方で、対策の義務者が異なることから、法の届出をもって条例を適用除外とすることは難しい

28

【論点③】 健康リスクがある場合の対策の重複

【対応案】

法に基づく要措置区域の計画・完了が提出された場合、条例に基づく計画・完了の届出は、法の届出を活用できるものとする

⇒条例の届出は、届出書の条例様式に法の届出がされたことがわかる資料(=法の届出書の法定様式の写し)を添付することで足りる、等の対応を想定

【利点】

- 対策方法等に関する指導が、基本的に一本化されるため、対策のやり直しや指導の齟齬等の発生を防げる。
- 条例の届出用に別の届出書を作成することが不要となる。
- 完全に適用除外になるわけではないので、工場等廃止者等への指導の継続が可能

【留意点】

- 義務の発生を明確化するため、法による土地所有者等への指示と条例による事業者への命令は、それぞれ必要となる。
- 都及び区市間の円滑な情報共有は引き続き必要
→ 命令等の合理化、情報共有方法等について運用を検討

29

【論点④】 高濃度汚染がある場合の対策の重複

<対策要件見直し(案)>

		健康リスクベース	
	健康リスクあり	健康リスクなし	
		高濃度汚染あり	高濃度汚染なし
法	措置必要	措置不要	措置不要
条例 見直し案	措置必要	措置必要	変更範囲は措置必要 それ以外は措置不要
		地下水環境保全	

法の形質変更時要届出区域に指定

法: 命令等の手続きはなし(形質変更時等に届出が必要)

条例第116条:地下水汚染対策命令 ⇒ 地下水汚染対策計画・対策完了届

条例第117条:命令等の手続きはなし⇒ 地下水汚染対策計画・対策完了届

30

【論点④】 高濃度汚染がある場合の対策の重複

条例の改正検討案と法

- 条例の改正により、高濃度汚染がある場合には地下水汚染対策を独自に求めることになる。
- 一方で、法において対策等は必要ないが、形質変更時要届出区域に指定されるため、形質変更時には、法第12条の届出等が必要となる。

課題

- 法と条例が同時に適用される場合は、地下水汚染対策計画と法第12条(第16条)が重複することがあるため、事業者の負担となる場合がある

31

【論点④】 高濃度汚染がある場合の法と条例の比較

	法形質変更時要届出区域	条例第116条	条例第117条
届出の義務者	12条:土地の形質変更を行う者 16条:汚染土壌の搬出を行う者	有害物質取扱事業者(合意があれば土地所有者等)	土地改変者
対策の要件	・形質変更時要届出区域に指定された場合には対策不要	・【改正案】高濃度汚染があれば地下水汚染拡大防止の対策が必要	
計画	形質変更時要届出区域の形質変更を行う場合、汚染土壌の搬出を行う場合それぞれ14日前までに届出	・計画を提出(提出の時期の規定はなし) 【改正案】高濃度汚染は条例独自	
完了	任意で工事終了報告書、措置完了報告書を提出	・完了届を提出 【改正案】高濃度汚染は条例独自	
届出先	東京都(八王子市、町田市)	各区及び市(島嶼、町村は東京都)	東京都

- 提出される計画の内容は異なり、法では完了届出も提出がなされない。
- 条例独自の部分であり、規定上重複ではないが、結果的に法と重複する部分が発生するケースが多数となる見込み

32

【論点④】 高濃度汚染がある場合の対策の重複

【対応案】

高濃度汚染地における地下水汚染拡散防止対策は条例の独自の規定であるため、基本的に条例に基づいた手続きを行う。

法による形質変更等の手続きも必要な場合には、可能な範囲で内容の統一化を進め、合理化を図る。

⇒同一の窓口提出する場合には、条例の報告書の鑑に法の調査報告書の受理番号を記載することで条例の報告書を簡略化するなどの対応を検討

33

【論点⑤】 リスク管理・拡散防止に係る重複の比較

<対策要件見直し(案)>

		健康リスクベース	
		健康リスクあり	健康リスクなし
		高濃度汚染あり	高濃度汚染なし
法	措置必要	措置不要	措置不要
条例 見直し案	措置必要	措置必要	変更範囲は措置必要 それ以外は措置不要
		地下水環境保全	

法: 命令等の手続きはなし(形質変更時等に届出が必要)

条例: 命令等の手続きはなし(形質変更時等に届出が必要)

形質変更時に必要な手続きは重複しており、解消を検討すべき

34

【論点⑤】 リスク管理・拡散防止に係る重複

条例の改正検討案と法

- 条例の見直しにより、汚染が残置された土地の拡散防止を行う方針となった。
- 条例第116条(第114条、第115条)について汚染残置部分において汚染土壌に触れる改変を行う者は、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。
- 条例第117条案件について汚染残置部分において汚染土壌に触れるような改変を行う者は、対象地が条例第117条第1項の対象とならない場合、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行うこととする。(条例第117条第1項の対象となる場合は現行通り取り扱う)
- 一方、法においても汚染が残置されている土地(形質変更時要届出区域)の形質変更時には届出が必要となっている

課題

- 条例で新設予定の規定は法の形質変更時要届出区域の届出等と類似しており、法と条例の重複と考えられる点から合理化が必要

35

【論点⑤】 リスク管理・拡散防止に係る重複の比較

	法第12条、第16条	条例第116条	条例第117条
届出者	12条: 土地の形質変更を行う者 16条: 汚染土壌の搬出を行う者	【改正案】土地改変者 ※現行の汚染拡散防止措置の義務者は有害物質取扱事業者	土地改変者
計画	形質変更時要届出区域の形質変更を行う場合、汚染土壌の搬出を行う場合それぞれ14日前までに届出	汚染拡散防止計画書を施工前までに提出	
完了	任意で工事終了報告書、措置完了報告書を提出	汚染拡散防止措置完了届を提出	
届出先	東京都(八王子市、町田市は各市)	各区及び市(島嶼、町村は東京都)	東京都

- 届出者、届出内容は、法と条例で基本的に同じとなる。
- 法の要件を満たしていれば条例の内容も満たすことを想定しており、条例による追加の指導の必要はない。

36

【論点⑤】 リスク管理・拡散防止に係る重複の対応案

【対応案】

法の形質変更時要届出区域等の指定がなされた場合、条例の汚染残置がなされた土地における条例の計画・完了の届出があったものとみなす

⇒法の届出がされた場合は、条例の届出があったものとみなす、などの規定を条文又は規則等に記載することを検討

【利点】

- 届出・指導が一本化され、事業者の負担が軽減される。

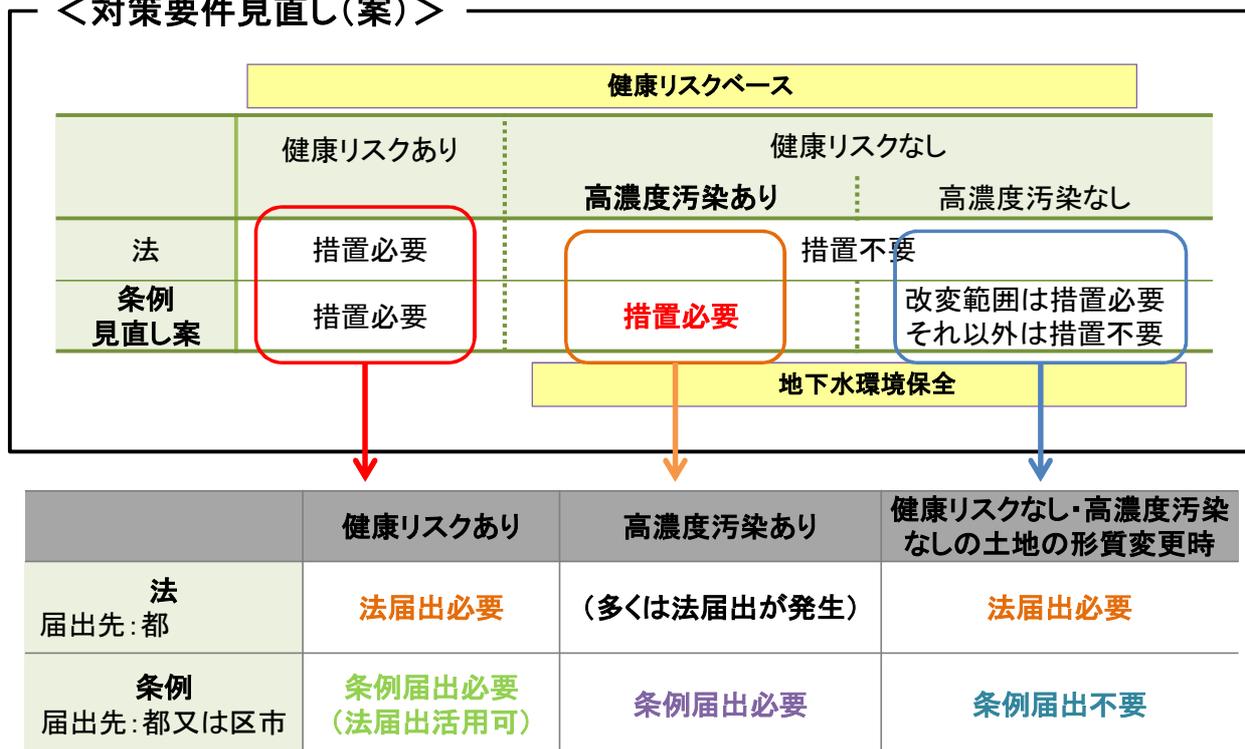
【留意点】

- 都及び区市間の情報共有などについて検討が必要

37

【検討課題②】 対策・拡散防止に係る重複 のまとめ

＜対策要件見直し(案)＞



38

【検討課題②】 対策・拡散防止に係る重複 重複届出件数

懸念点

各届出について最大限の重複解消を図った結果、汚染状態等により
 手続方法や届出先が異なることとなり、混乱が生じる可能性がある

	健康リスクあり	高濃度汚染あり	健康リスクなし・高濃度汚染 なしの土地の形質変更時
法 届出先: 都	法届出必要	(多くは法届出が発生)	法届出必要
条例 届出先: 都又は区市	条例届出必要 (法届出活用可)	条例届出必要	条例届出不要



対策の必要がない土地であり、より多く案件が対象となる部分の重複解消を重視し、対策の必要がある土地(特に、都と区市にまたがるもの)については、運用の中で可能な限りの合理化は進めながら、手続き方法について丁寧に説明することで、混乱のないようにする。

39

(補足)(第二回資料3)論点② 対策を義務付ける条件の検討

<追加論点2-④: 区域指定があった際の措置の特例について>

	項目	方向性(案)
追加 論点④	土壌汚染対策指針における、法による区域指定があった場合に、条例上の措置があったものとみなす規定について	地下水環境保全の観点から、高濃度汚染については特例を適用しないよう変更

見直しの方向性(案)

【要措置区域等に指定された場合の特例】 「土壌汚染対策指針 第4」

現 行

法の要措置区域等に指定された場合には、措置の完了があったものとみなす。



改正案

法の要措置区域等に指定された場合は、措置の完了があったものとみなす。
 ただし、高濃度の汚染が確認されている等、地下水環境保全の観点からみて措置が必要と認められるものはこの限りでない。

※ただし、この特例については、指針でなく、条例又は規則で規定すべきという指摘がある。 ⇒ 「法制度との重複に係る整理」(第3回)で検討

40

(補足)土壌汚染対策指針の特例の扱い

現 行

【法の適用をうける土地についての調査の特例】 「土壌汚染対策指針 第2 2」

法の適用を受ける土地については、法で定める方法により、調査を実施することができる。

【要措置区域等に指定された場合の特例】 「土壌汚染対策指針 第4」

法の要措置区域等に指定された場合には、措置の完了があったものとみなす。

見直しの方向性(案)

- 指針の区域指定におけるみなし規定は削除し、論点①~⑤について必要に応じて条例条文上に記載
- 調査対策における技術面での法と条例の整合性については引き続き指針の検討の中で合理化を図っていく

41

論点⑥ 汚染を管理する台帳の重複

現状(条例見直し案)

- 条例見直しにより、条例により届出られた汚染情報の台帳(条例台帳)を整備する予定
- 法による指定を受けた場合には、法により台帳が調製される。

条例: 台帳(新設予定)

法: 要措置区域台帳、形質変更時要届出区域台帳、解除台帳(改正法)

課題

- 法と条例で同様の内容の台帳がそれぞれ調製される。
- 条例第116条の台帳は区市、法と条例第117条の台帳は都で所管することになり、情報が散在する可能性がある。
- 一方で、台帳に届出情報等を記載するには、内容の精査、区市と都における情報共有が不可欠であり、この点をおろそかにすると台帳の正確性が損なわれることになる。

42

論点⑥ 汚染を管理する台帳の重複について

解消に当たっての留意点

- 台帳の記載内容には、正確性が求められる。
- 台帳情報は日々更新されることが想定される。
- 台帳の調製及び更新は、都及び区市が行うもので、重複して存在する場合であっても、事業者や閲覧者に負担は発生しないものの都及び区市において、相当量の事務負担が発生する。

➡ 正確な情報を随時更新し、かつ利便性を確保するためには、
システムの対応も含めて、相応の体制が必要となる。

今後の方向性(案)

- 台帳情報の正確性を重視し、法・条例台帳はまずはそれぞれを別に運用する。
- 運用していく中で正確性と利便性が確保できるよう検討・協議し、体制を整備していく。

43

【まとめ】法と条例で重複している手続き 解消案

	法(改正法)	条例(見直し案)	重複解消案
①調査	【第3条第1項】有害物質使用特定施設廃止時の調査	【第116条第1項】工場等廃止時等の調査	法届出活用可 (法優先審査)
	【第4条第2項】土地の形質変更を行う土地の調査報告(改正法)	【第117条第1項、第2項】土地改変時の地歴調査、土壤汚染状況調査	法届出活用可 (法優先審査)
②対策	要措置区域における汚染除去等計画、措置完了報告書(改正法)	健康リスクがある場合の汚染除去等計画、完了届	法届出活用可 (法優先審査)
	—	高濃度汚染時の対策に係る計画・完了届(条例独自規定)	法・条例それぞれ届出必要
③汚染残置案件のリスク管理・拡散防止	形質変更時要届出区域における形質変更届(法第12条) 汚染土壤搬出届(法第16条)	汚染残置土地の改変時における汚染拡散防止計画	法の届出のみ 条例届出不要
	対策実施後の工事完了報告書(任意)、措置完了報告書(任意)	汚染拡散防止措置完了届	
④台帳	要措置区域台帳、形質変更時要届出区域台帳、解除台帳(改正法)	台帳(新設予定)	当面の間、併存。円滑な情報共有を検討

44

資料 3

これまで検討経過のまとめ

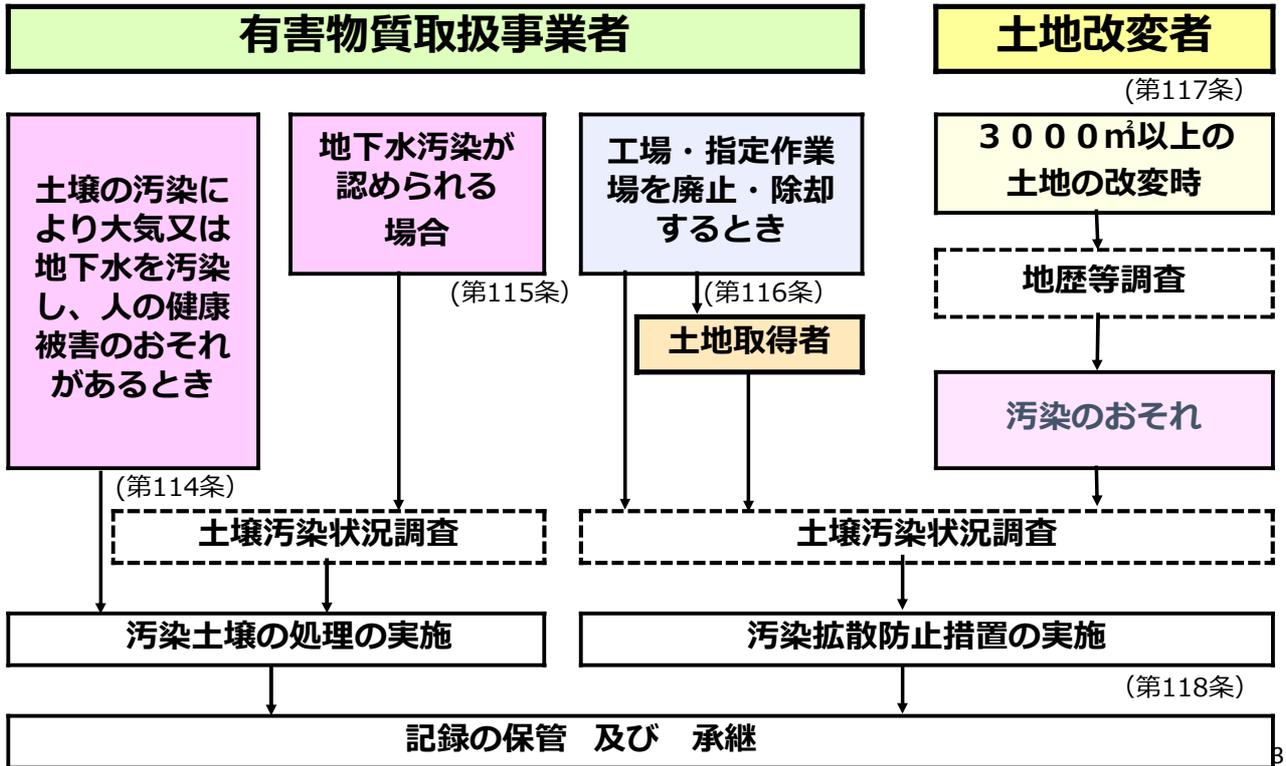
1

環境確保条例第4章第3節 (土壤及び地下水の汚染の防止)

第113条	土壤汚染対策指針の作成等
第114条	汚染土壤の処理に関する命令
第115条	地下水汚染地域における調査要請
第116条	工場・指定作業場の廃止時の義務
第117条	土地改変時の義務
第118条	記録の保管および承継
第119条	指導および助言
第120条	勧告
第121条	費用の負担
第122条	適用除外

2

現行の条例に基づく調査・対策のフロー



現行の条例・土壌汚染対策制度の課題

- 1 土壌汚染対策法の改正への対応の必要性**
 - ・飲用井戸把握の努力義務の追加 等
- 2 土壌汚染対策法との重複・不整合**
 - ・法の対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生
 - ・土壌汚染があった場合の対策の必要要件の不整合
(法律: 飲用井戸の有無、条例: 地下水汚染の原因に有無等) 等
- 3 汚染地情報の公開規定の未整備**
 - ・法が汚染地の情報を公開しているのに対し、条例は公開規定がない
- 4 条例運用上の課題の発生**
 - ・工場廃止時の調査における猶予規定の未整備、未調査事業者への対応規定不足
 - ・土地改変時の調査における適用除外の規定が不明確 等

上記に加えて、法・条例に含まれていない考え方の必要性

- ・工場操業中からの自主的な調査・対策
- ・土壌汚染対策に係る環境負荷、経済・社会への配慮



法との重複の解消・不整合の整理を行うとともに、法が一般化・充実化してきた状況において、今後の条例の役割を含めて考える必要がある

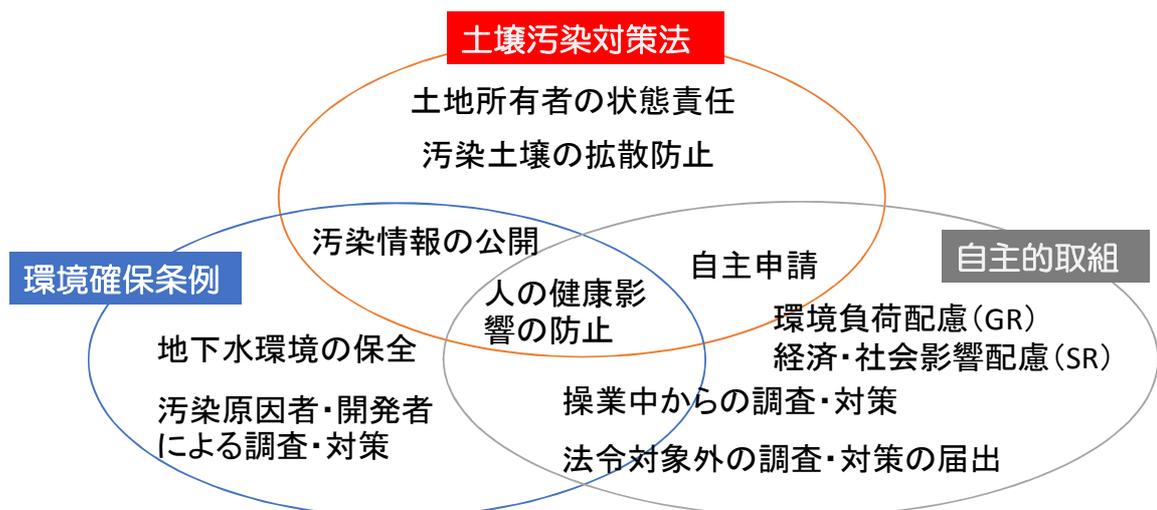
土対法と確保条例（現行）の理念の比較

	土壌汚染対策法	環境確保条例（現行）
目的	（第一条）この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって 国民の健康を保護 することを目的とする。	（第一条）この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、 公害の発生源について必要な規制 及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ 快適な生活を営む 上で必要な環境を確保することを目的とする。
守るべき対象	人の健康リスクの回避	人の健康リスクの回避、地下水環境の保全
責任の考え方	土地所有者の状態責任	汚染原因者・土地開発者の行為責任
汚染への対応姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・人への摂取経路の遮断のみ（摂取経路がなければ対策不要） ・土地の汚染情報は公表し、社会で共有 ・見つけた汚染土壌は、法の中で徹底的に管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・人への摂取経路の遮断は最低限必要。加えて地下水環境の保全も含める。 ・土地の汚染情報は、関係者で保管・承継 ・見つけた汚染は、義務者の責任範囲の中で汚染拡散防止を実施

5

今後の東京都の土壌汚染対策の在り方

法と条例と自主的取組のベストミックス



環境確保条例の役割

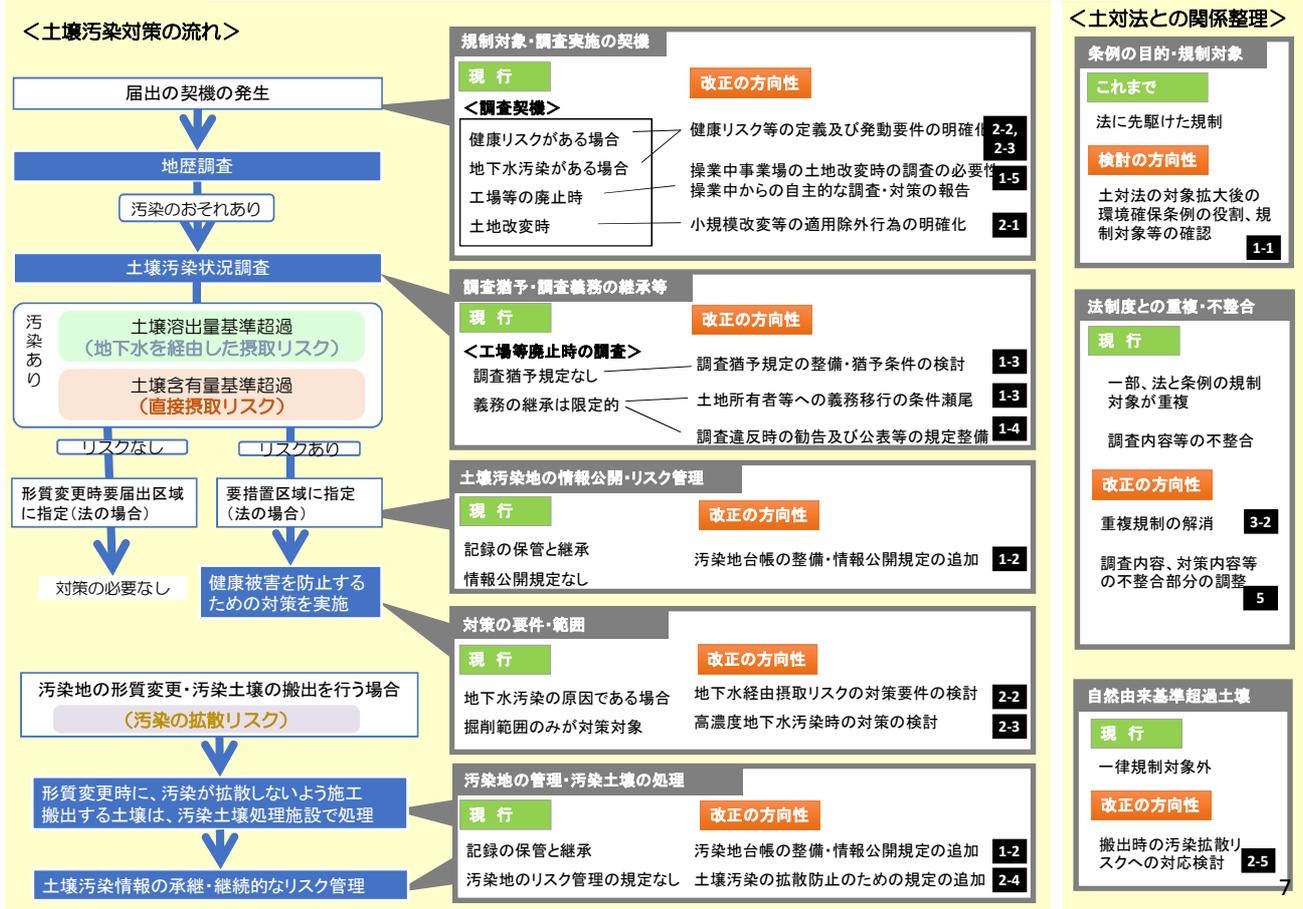
東京都の実情に合わせた規制
 法の補完としての役割（対象・環境保全）
 自主的・先進的な取組の促進

環境確保条例の改正の方向性

- 条例の確実な運用
- 法改正に伴う規定の整備
- 法と条例の関係整理
- 自主的な取組推進の仕組み作り

6

都における土壌汚染対策制度の見直しの方向性



土壌汚染対策検討委員会における検討スケジュール

土壌汚染対策検討委員会での議題		
日程	議事事項（予定）	
第1回 H29年 11月27日	条例制度見直しについて (1) ・規制対象物質・摂取経路 ・情報公開 ・工場等廃止時調査義務 ・調査義務違反への対応	1-1 目的・規制対象（113条、122条）
		1-2 土壌汚染届出情報等の公開
		1-3 116条に基づく調査（調査猶予、調査時期、義務の承継等）
		1-4 調査義務違反者への対応
		1-5 操業中の調査・対策（116条、117条）
第2回 H30年 2月2日	条例制度見直しについて (2) ・土地改変時の義務 ・汚染地の対策等義務 ・地下水汚染対策	2-1 117条に基づく調査（適用除外行為等）
		2-2 人の健康リスクに係る対策等（114条）
		2-3 地下水汚染への対策要件（115条）
		2-4 汚染地の改変に係る拡散防止（114～117条）
		2-5 自然由来等基準不適合土壌の搬出（122条）
第3回 H30年 3月2日	条例制度見直しについて (3) ・法との重複への対応 ・中間とりまとめ	3-1 調査・対策以外の規定（118条～122条）
		3-2 法制度との重複に係る整理
		3-3 中間とりまとめ（素案）
第4回 H30年 5月（予定）	・土壌汚染対策制度見直しの検討結果 ・今後の検討事項	とりまとめ
第5回～	・制度の詳細について	5 条例施行規則・指針で検討する事項（想定）

第1回 資料1

条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象

検討課題①

条例第113条に記載の土壤汚染対策における目的及び規制対象について改めて整理する

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	事務局の見解
論点①	有害物質の定義 土壤汚染対策で対象とする「有害物質」を明確化する	第113条において、土壤汚染対策で対象とする有害物質として「規則で定める有害物質（＝法の特定有害物質）」を定義する。	<ul style="list-style-type: none"> ・論点について特に疑問はない。 ・方向性（案）について異議なし。 	見直しの方向性案のとおり。
論点②	条例で対象とするリスク 直接摂取リスクに対する記載を適正化する。条例では、将来世代の健康への支障も防ぐことを目的に含めていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康リスクの考え方について、法と同様に、直接摂取リスク全般が対象に含まれる書きぶりに改める。 ・条例制定時の精神のとおり、将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐという立場は継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代と共に見直していくべきもので、改めることに賛成。 ・方向性（案）について異議なし。 	見直しの方向性案のとおり。

9

第1回 資料1

条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象

検討課題②

自然由来汚染土壤の条例上の扱い(第122条)について検討する。

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点③	自然由来等の汚染土壤の取り扱い 現行で規制対象外としている自然由来等の汚染土壤を搬出リスクの観点から規制対象とすべきか	自然由来等汚染土壤については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用することを検討する。（詳細は第2回において検討予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・一部規制を適用する方向性については異議なし ・「<u>汚染土壤</u>」、「<u>基準不適合土壤</u>」などの表現は統一すべき。 ・自然由来等基準適合土壤を取り扱うならば、条例本文で明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第116条の調査により自然由来等基準不適合が判明した場合の扱いを示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方は「見直しの方向性案」とおり。 ・「<u>自然由来等基準不適合土壤</u>」という用語に統一する。 ・調査契機に依らず、<u>判明した自然由来等不適合土壤を対象とする。</u>

10

第1回 資料2 土壌汚染届出情報等の公開について

検討課題

環境確保条例において、土壌汚染に関する情報を公開していく制度を検討する

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点①	土壌汚染届出情報等の公開の手法について	土対法で行っている台帳の調製及び閲覧に供する方法を基本としていくことでよいか	<ul style="list-style-type: none"> 方向性（案）について異議なし 論点①②について、届出件数が多く、行政にとって負担ではあるだろうが、将来的には“汚染無し”という情報まで含め土壌汚染届出情報の公開を目指すべき。方法は事務局に任せるとして検討会で提案、説明してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法と条例が同時に対象となる場合の台帳の整理、過去の履歴が公開対象となるか、また公開はホームページでの公表を想定しているのか等、考え方を示して欲しい。 	<p>見直しの方向性案のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 考え方は見直しの方向性案のとおり。 ・法と同じ範囲は法と同様の台帳を調製公開する。それ以外の情報は、将来的に届出一覧の台帳を調製し公開する。 ・施行後の届出情報を台帳の対象と考えているが、経過措置について整理する。
論点②	土壌汚染届出情報等の公開の範囲について	汚染地のほか、汚染が除去された土地、汚染が確認されなかった土地についても公開の対象とするか	改正土対法で対象となるA（汚染が確認された土地）及びB（過去に汚染があった土地）の情報は、先行して台帳調製・公開の対象とし、C（汚染なし、汚染のおそれなしの土地）の情報については、新たな公開範囲になるため、公開に向け必要な検討を行っていく。		

11

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題①

調査猶予の規定の整備

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	委員のご意見等	事務局の見解
論点①	調査猶予の規定の必要性	現在運用で実施している猶予の実態と、第116条調査の意味から、猶予を条例上規定すべきかどうかを整理	<ul style="list-style-type: none"> 猶予の規定（猶予の対象者、条件、手続き等）を整備する方向性は妥当。 猶予及び猶予の取り消しの規定については、条例の中でも明文化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの方向性案のとおり。 猶予の確認及び猶予取消の規定は、条例本文に規定する。
論点②	調査猶予の制度設計に必要な事項の整理	<ul style="list-style-type: none"> 調査猶予の条件について、法と全面的に整合を図る必要はない。 猶予手続において、土地所有者の関与は必要ではないか。 猶予中の土地について、現況及び利用状況の変更に關する届出を求めることができる規定を設ける必要がある。（続く） 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な方向性については、異議なし。 区市と十分に協議して検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 区市の意見及びそれを受けた都の見解については、追加論点②-1～②-5を参照

12

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	委員のご意見等	事務局の見解
論点②	調査猶予の制度設計に必要な事項の整理	<p>猶予の対象者、手続きの方法、猶予の条件その他制度設計に必要な事項について整理し、今後区市と詳細を検討する</p> <p>（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予の要件を満たしていないことが確認された場合は、行政の判断により猶予を取消すことを可能とするべき。 ・ 事業者の住居との一体利用のようなケースや、土地の管理が適切になされている場合など、相続・譲渡時の適切な承継の手続きを可能とするべきではないか。 ・ 詳細調査のみ猶予したいというケースも見られることから、段階的な猶予、あるいは調査省略の導入なども、別途、指針の見直しの際に検討したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高濃度の原液状物質の取り扱い時は猶予することが、必ずしも事業者にとって良いこととは限らず、早い調査、対策等の適切な行政指導が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質適正管理制度などで有害物質を多量に使用していることの情報などは、指導の際に活用可能と思われる。

13

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
②-1 猶予の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場等廃止者か、土地所有者等か ・ 猶予の承継は認められるか、その対象者は ・ 現在既に猶予が認められている者の扱い ・ 「主要な部分の除却」による調査義務の場合の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場等廃止者とするとき、土地所有者等の関与が必要かどうか ・ 承継の対象は土地の適切な管理が出来ることが条件（その他の条件付けとして何が考えられるか） ・ 現在猶予中の土地については、新たな条例に基づき現況を把握し、申請を受けべきではないか ・ 主要な部分の除却に伴い対象となる調査範囲は、土地改変がなされるため、猶予対象外
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたって継続するため、猶予の対象者は土地所有者とすべきではないか。 ・ 猶予の申請は義務者（工場等廃止者）が行うべき。その上で義務を果たせなかった場合に所有者の関与を考えることも必要ではないか。 ・ 「主要な部分の除却」時の調査猶予の考え方を整理すべき。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請は義務者（工場等廃止者）が行う。土地所有者等が調査義務の承継に合意した場合は、土地所有者等が申請する。 ・ 猶予の確認は申請者に対して行うが、申請書の中で、以降の調査義務の承継に合意した旨が示されれば、土地所有者等に対して猶予の確認を行う。 ・ 主要な部分の除却については、調査対象地を「除却に伴い土地の改変を行う箇所」に限ることとし、当該対象地については猶予しないこととする。 	

14

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
②-2 申請等の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ行うか ・知事による猶予の確認の申請か、猶予の条件を満たしていることの届出か ・申請等を行う者が土地所有者でないとき、土地所有者の関与 ・工場等の操業中の状況の記録の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の手続きと同時 ・申請が妥当だが、届出とすべきという意見も予想される ・どのような場合に所有者の関与が必要か、関与は「合意」「承認」など強い関与か、弱い関与でも構わないか ・操業中の記録の保管承継を義務付けるべきでは
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予申請から猶予の確認通知まで、手続上必要な書類は法令で示して欲しい。 ・所有者の関与は、強い関与（同意書添付など）とすべき。猶予の時点で所有者の同意が得られないような事案は、猶予取消の際に更に対応が困難となることが予想される。 ・申請に対する確認行為は必要か？ 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予申請書の様式及び添付書類は条例で示す予定である。猶予の確認通知に関しては、法は様式を示していない。 ・申請を土地所有者以外の者が行う場合、土地所有者の同意を必須とする。 ・猶予の確認に当たり条件を付し、これを猶予の確認を受ける者に示すためにも、確認行為は必須と考える。 	

15

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
②-3 猶予中の土地にかかる届出	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届の提出を義務付けるか、その頻度は ・変更届を義務付けるか、届出の対象となる変更点は ・改正法と同様に土地改変の届を求めるか、その規模等は 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で届出を義務付けるか、または区市が猶予を認めるにあたり、現況・変更等の届出を条件とすることが出来るようにするか ・土地改変時は利用状況変更にあたり、改変箇所については猶予の取消が相当
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届の提出は法令上義務付けしてほしい。 ・承継届及び土地利用状況変更届は法でも提出を義務付けていることから、法と同様に規定すべき。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届については、アンケート等で意見が割れていることから、義務付けはせず、条例の条文内で猶予条件として例示する。 ・その他、承継届及び土地利用状況変更届は、原則として猶予の条件に付すことを条例上明確にし、条件とされた事項に係る届出の様式を規則で示すことを検討したい。 ・土地の改変箇所については、当該箇所について利用状況の変更届を受け、改変箇所の猶予を取消す。 	

16

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
②-4 猶予の条件及び 取消	<ul style="list-style-type: none"> 現在の条例通知の要件で良いか 取消は届出のあったときに行うか、条件違反があったときに行政の判断で取消を可能とするか 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染原因者責任に基づく調査であり、法の条件と合わせる必要はないが、区市による裁量の範囲も残すべきか 届出がなされない恐れもあり、取消しについては、行政判断での取消も可能とすべき
区市からの意見 等	<ul style="list-style-type: none"> 区市アンケート結果にもあるとおり、現状の通知内容のように条例独自で猶予規定を定める方が良いのではないか。 猶予の条件について、法との整合を考慮することはできないか。 猶予の取消条件は法令上明記してほしい。また、取消の処分性についても整理してほしい。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> 猶予の要件については、運用の実態を踏まえると法との整合は不要と考えており、現状の通知内容を基本とする。（義務者及び責任範囲の異なる制度であることから、法の調査を猶予し、条例の調査は猶予しないという事態はあり得る。） 法第3条は【土地の利用方法からみて土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれのないとき】との大原則を示し、法施行規則第16条にてその要件を示している。 条例本文に示す大原則は、法の大原則に加え、土地の利用方法からみて当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあることとし、規則に要件を明記する 法においては、利用状況変更届に基づく取消は処分性を有しないと整理されている。 	

17

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
②-5 猶予中の土地で あることの情報	<ul style="list-style-type: none"> 猶予中の土地であることを一般に知らせるべきか、それは条例で規定すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染が確定しているわけではないが、利用状況の変更があれば調査の義務が課せられる土地であり、情報提供は区市の裁量で可能であることを示すべき
区市からの意見 等	特になし （既に当該情報を閲覧に供している自治体もあるとのこと）	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> 汚染が確定している土地ではなく、また条例に基づく調査結果の届出がなされた土地でもないことから、条例に規定する届出情報の台帳に記載すべき事項にはあたらない。 当該土地は利用状況の変更があれば調査の義務が課せられる土地であり、過去に工場等が設置されていた履歴があることなど、土地取引等の際に重要な情報であると考えられることから、希望者に対する情報提供を妨げない旨を通知で示す。 	

18

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	委員のご意見等	事務局の見解
論点③	調査報告実施が廃止の30日前とされていることの是非	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第116条において、工場廃止時の調査の実施時期を、廃止後とする。（全部若しくは主要な部分の除却については、従来通り、実施前） ・調査の実施義務者は、有害物質取扱事業者であった者で工場等を廃止したもの（工場等廃止者（仮称））と位置づける。 ・工場等廃止者に対する指導権限は、条例上担保する必要がある。 ・調査報告に当たっては、土地所有者の関与を求めべき。（続く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性（案）について異議なし。 ・指導を継続できるような位置づけることは良いことと思う。 ・全部除却でかつ廃止しないという案件が存在するかどうか事例を確認した上で、区市と相談して検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区に確認したところ、<u>全部除却でかつ廃止しないという案件は存在する</u>とのこと。 ・<u>除却に伴い土地の改変を行う場合を調査の対象とし、調査の時期は実施前とする。</u> ・<u>区市の意見については、追加論点④-1～④-6を参照</u>
論点④	調査報告実施時期の変更に必要な事項の整理	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質取扱に係る情報の把握方法、廃止後の義務者への指導権限、その他時期を変更することの影響を整理し、今後区市と詳細を検討する 		

19

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	委員のご意見等	事務局の見解
論点④	調査報告実施時期の変更に必要な事項の整理	<ul style="list-style-type: none"> （続き） ・有害物質取扱事業者であったことの確認のため、取扱の状況が分かる資料などについて、事業者に報告・提出を求めることができるようにする必要がある。 ・廃止後、調査報告までの期限は、廃止届が廃止後30日以内の届出であることとの関係性の整理を行う。調査延長の手続きについても、同時に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性（案）について異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市の意見については、追加論点④-1～④-6を参照

20

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
④-1 廃止後調査の義務者	現在の「有害物質取扱事業者」に代わる定義はどのようなものとするか	・調査の実施義務者は、有害物質取扱事業者であった者で工場等を廃止したもの（工場等廃止者（仮称））と位置づけるなど、定義を検討する必要がある
区市からの意見等	・特になし	
事務局の見解	・工場等廃止後の調査の実施義務者は、「有害物質取扱事業者であった者でその工場又は指定作業場を廃止したもの（工場等廃止者）」と定義する方向で検討する。	

21

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
④-2 有害物質取扱状況の把握方法	廃止手続き前に有害物質の取扱状況を把握し、調査義務を確定させるための方法はどのようなものとするか	・有害物質取扱履歴報告について、条例上の様式を定めて報告を義務付けるとした場合、全ての廃止案件について提出が必要となるのではないかと ・区市が、廃止の手続きに当たって必要な報告を求めることができることについて、根拠となる条文を規定することで足りるか
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の取扱の有無を明らかにすることは事業者の義務とすべきではないか。 ・現状、廃止届の提出時に有害物質の取扱状況について事業者に報告を求めている。 ・全ての廃止案件に履歴報告を提出させるべきでは。 ・業種業態等により重点的に確認すべき事業所とそうでない事業所がある。 ・廃止時に限らず有害物質の取扱状況の把握ができることが望ましい。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・現状でも、第155条第1項に基づき、「公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者」に対して報告又は資料提出を求めることは可能。（同条に基づく報告については、未報告及び虚偽報告への罰則（科料）規定あり） ・区市が、有害物質取扱事業者であること、またはあったこと、あるいはそうでないことの把握のために必要な報告を求めることができることについて、明確に根拠となる条文を規定する。報告の内容は、当然、事業者が責任を持つべきものである。 ・既に実施している有害物質取扱状況についての報告等の手続きについて、当規定に基づき実施することが可能となる。また、報告を廃止時に限らず操業中から求めることも可能となる。 	

22

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したものの）	考慮すべき点（区市WGに示したものの）
④-3 調査報告の期限	廃止後、調査を実施し、報告する期限として適切な時期はどのようなものか	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止届が「廃止後30日以内」となっていることから、工場の廃止と廃止手続きの時期はずれが生じている ・工場の廃止後、廃止届の提出の時期までの間に指導が可能となるよう、時期を定めることが適切ではないか ・調査延長（部分的な延長も含む）の手続きも同時に定めることが必要ではないか
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>廃止</u>」は、廃止届に記載する廃止の日すなわち「<u>操業停止</u>」の意味か。 ・廃止届の受理を以って当該事業所への指導が終わる、という現在の流れがあり、事業者や不動産業者もそのように理解している現状がある。覆すのは難しい。 ・廃止届を調査報告の提出と同時に受け取ることを可能としてほしい。ただし、調査延長を前提とした報告期限の設定には問題がある。 ・廃止後とするならば法と同様に「<u>廃止後120日以内</u>」とするのが妥当。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>廃止＝操業停止、であり、廃止届の提出日以降という意味ではない。</u>また、調査を実施する時期は、「<u>有害物質による汚染のおそれが新たに生じなくなってから</u>」であり、「<u>廃止＝操業停止</u>」と厳密には一致しない ・<u>廃止届の前あるいは廃止届と同時に調査報告することを条例で義務付けることは、それぞれの義務の根拠規定が異なることから、不適切と考えられる。</u> ・<u>報告期限については、法と同様に「廃止後120日以内」としたい。</u>有害物質の取扱終了後に実施した調査結果であれば、<u>廃止届の前あるいは同時に報告することは可能。</u> ・<u>廃止届の受付欄を活用し、調査未了であること（あるいは、調査が完了したこと）を受付欄で示す等の統一的な運用を検討し、都としても周知していく。</u> 	

23

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したものの）	考慮すべき点（区市WGに示したものの）
④-4 廃止後調査の義務者への指導	「有害物質取扱事業者」への指導助言を定めている条例第119条の規定について	廃止後調査の義務者について定義づけを行ったうえで、条例第119条を見直すことが必要ではないか
区市からの意見等	特になし	
事務局の見解	・条例第119条の指導助言の対象に、工場等廃止者を加える。	
追加論点	事項別の論点（区市WGに示したものの）	考慮すべき点（区市WGに示したものの）
④-5 土地所有者の関与	調査報告に関する土地所有者による関与の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者に、土地の状態責任に基づき、調査への協力義務等を負っていることを示すべきか ・調査報告に当たっては、台帳に記載されることから、土地所有者の関与が必要ではないか ・関与は強い関与か、弱い関与で足りるか ・土地所有者が調査義務を果たすことが合意されている場合の調査義務の承継については、次の検討課題で整理
区市からの意見等	特になし	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土地所有者に対し、事業者が行う調査への協力義務のほか、状態責任に基づく義務については、条例の中で示していく。</u> ・調査結果について、土地所有者等に共有することを規定する。 	

24

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
④-⑥ 調査義務が課せられている土地であることの情報	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止後、調査義務がかかっている土地であることを一般に知らせるべきか、それは条例で規定すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染が確定しているわけではないが、期限までに調査報告を行うことについて義務が課せられている土地であり、情報提供は区市の裁量で可能であることを示すべきではないか
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開については、<u>通知ではなく条例で規定しなければ法に触れるのではない</u>か。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染が確定している土地ではなく、また条例に基づく調査結果の届出がなされた土地でもないことから、<u>条例に規定する届出情報の台帳に記載すべき事項にはあたら</u>ない。 ・当該土地は調査の義務が課せられている土地であり、当該土地の権利を譲り受けた者に調査の実施義務が課される可能性があること、過去に工場等が設置されていた履歴があることなど、土地取引等の際に重要な情報であると考えられることから、<u>希望者に対する情報提供を妨げない旨を通知</u>で示す。 	

25

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題③ 調査義務の承継

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	委員のご意見等	事務局の見解
論点⑤ 調査義務を土地所有者に承継すべき状況	現行の第116条第4項の規定の運用状況と、第4項で対応できない事例を確認し、承継の範囲を整理する	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第116条第1項の調査義務については、工場等廃止者が調査義務を果たす見込みがない場合について、土地所有者等に負わせることを可能とすべきではないか。 ・この場合、調査結果の報告についても、土地の状態責任に基づき、土地所有者等に義務付けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等に状態責任に基づき調査をしてもらうという考え方はよいのではないか。 ・土地所有者に義務を移行する場合の通知について検討が必要ではないか。 ・事業主と土地所有者の関係は様々なケースがあるため、実態も含めて、区市と事例を収集、議論し、過程について第三回の検討会で提案いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者通知については、法が不利益処分として取扱っていることも含めて、<u>条例でも通知を行い弁明の機会を付与すべき</u>と考えている。 ・従前の第116条第4項の規定の一部改正による対応も検討中。 ・<u>区市の意見については、追加論点⑥-1を参照</u>
論点⑥ 義務承継の条件と承継される義務の範囲	本来の義務者による調査がなされる見込みのないことの判断の方法、報告義務の扱いを検討する			

26

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題③ 調査義務の承継

追加論点	事項別の論点（区市WGに示したもの）	考慮すべき点（区市WGに示したもの）
⑥-1 土地所有者の調査義務の条例上の書きぶり	猶予、調査結果、調査義務承継など、調査における土地所有者の責任を明記し、事業者に何かあった場合は調査義務を負うことを明確にすべきでは	<ul style="list-style-type: none"> 第116条の義務は汚染原因者に課されているが、状態責任の立場からは土地所有者の責任は免れない 特に「不存在」による義務承継について、自動的に義務が移行するとした場合、行政の立証責任を追及されるおそれがある 法3条では所有者通知（不利益処分）により義務を課す規定となっており、弁明の機会の付与を経て所有者通知を発出し、義務が確定する
区市からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> 不存在の確認のための調査や証明を行政が行うことは負担である。 所有者が多数いる土地について、全ての所有者に通知を送る事務は負担が大きい。 	
事務局の見解	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等の調査への協力義務、あるいは状態責任論による更なる義務については、条例の中で示していく。 「不存在」による義務承継は、相続放棄・事業承継のない法人解散等に限る、所在不明の場合は所在不明者への勧告及びこれへの違反による義務承継の規定で運用するのではないかと。 条例で土地所有者に義務を課すにあたって、所有者通知を発出することとし、これに対する弁明の機会を付与することで、行政の把握しえない情報を所有者から得ることも可能となる 所有者通知の宛先は、法で言う土地所有者等を想定しており、必ずしも全ての所有者が対象となるものではない。 	

27

第1回 資料4 調査義務違反者への対応

検討課題 第116条の調査について、調査未実施者に対する指導の強化を図るための対応を検討する

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	委員のご意見等	区市からの意見等	事務局の見解
論点①	未調査に対する勧告後の公表規定の整備	調査実施の勧告を行った後にそれに従わなかった場合に公表を行うことを検討する	<ul style="list-style-type: none"> 方向性（案）について異議なし 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの方向性案のとおり。
論点②	未調査である土地の迅速な公開	未調査について公開を行う場合、未調査の土地の情報を先行して迅速に公開することを検討する。			

28

第2回 資料1

条例第117条に基づく調査の見直し

検討課題

条例第117条の適用除外としている「通常の管理行為」「軽易な行為」について、今後の扱いを整理し、規則等での明記について検討する。

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点①	「通常の管理行為」の整理	Q&Aで示している「通常の管理行為」について整理する	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外行為として認めている「通常の管理行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。 「① 仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築」について、これらの工事は通常の管理行為とは言い難いケースも含むため、「通常の管理行為」として適用除外行為としないこととする。 「既存道路の舗修（新設や拡幅を除く）」について、「通常の管理行為」に新たに追加する。 ②～④については、現状のQ&Aの記載から変更しない。 その他「通常の管理行為」とするものについて、改めて整理する。 土対法第4条で届出対象としているものは、条例117条の除外行為の対象としない。 	<ul style="list-style-type: none"> 方向性（案）について異議なし。 	特になし	<p>方向性（案）を基本として、「通常の管理行為」に類型として追加すべきもの、「その他通常の管理行為」とするべきものについて、関係者にヒアリングしながら、検討していく。</p>

29

第2回 資料1

条例に基づく土壌汚染対策制度の目的・規制対象

検討課題

条例第117条の適用除外としている「通常の管理行為」「軽易な行為」について、今後の扱いを整理し、規則等での明記について検討する。

論点	概要	見直しの方向性（案）	ご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点②	「軽易な行為」の規定	「軽易な変更」に該当する工事について、どのような要件（面積等）にするか検討する	<ul style="list-style-type: none"> データを見る限り、また、10mメッシュの点からも、100㎡が良い。 汚染率の変曲点は、300㎡にあるのでは。 事業者の立場からすると、適用除外の面積は大きい方が良い。 軽易な行為の面積要件として、100㎡か300㎡で再度検討してほしい。 根拠として使えるデータを、再度検討・提示してほしい。 	特になし	追加資料参照
論点③	適用除外行為の見直し	「非常災害のために必要な措置として行う行為」を除外行為に追加することを検討	<ul style="list-style-type: none"> 方向性（案）について異議なし。 法と同じという整理で良いと思う。 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの方向性案のとおり。

30

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題① 健康リスクの定義

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点①	人の健康に係る被害が生じるおそれの判断基準	<p>条例第114条に規定する健康被害のおそれ（＝健康リスク）について、法との整合を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の人の健康リスクの判断基準を規定する。 ・判断基準を法と整合させると同時に、第114条に基づく対策は、法の要措置区域において求められる対策と同等とする。名称についても、改正後の法と整合を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性（案）について異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの方向性案のとおり。

31

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点②	対策を義務付ける条件	<p>健康リスクの観点から対策を求め条件を新たに規定。第114条～第117条まで全てに適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第114条から第117条の規定において、以下の場合には、汚染土壌が存在する範囲について対策を実施する。 ・健康リスクがある場合（法と同じ定義） ・地下水環境保全の観点からの上乗せについては、資料3で検討 ・それ以外の場合は、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲について、拡散防止の措置を実施する。（資料4で検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性（案）について異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康リスクがない場合同様、<u>第二溶出量基準を超えていなければ対策不要として良いのではないか。</u> ・飲用リスクの観点から、<u>対象とする地下水の定義は必要ではないか。</u>例えば田水や、深井戸の場合の浅い位置の地下水は対象外とならないか。 ・114条、115条の対象は有害物質取扱事業者に限定されるのか。<u>有害物質取扱事業者以外の者による汚染もある。</u>この定義を見直す予定はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康リスクについて、<u>都民の健康と安全の確保の観点、指導上の齟齬を防ぐ観点から法の定義と同様とする。</u> ・対象とする地下水の定義についても法と同様とする。 ・有害物質取扱事業者以外の者の汚染については、健康リスクがあれば法第5条が適用される。

32

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点③	飲用リスクに対する対策	法との整合の観点から、現行規定にはない地下水質の監視等の措置を導入する	<ul style="list-style-type: none"> 法との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入し、指針に規定する。 法と同等の対策を求めると整理から、地下水汚染の拡大の防止の措置も指針に規定し、条例で選択可能とする。 モニタリング実施期間の考え方等、具体的事項は、法改正の検討を踏まえ、指針の見直し作業において検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 方向性（案）について異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	見直しの方向性案のとおり。

33

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点④	対策の義務を課す規定	<p>条例の汚染原因者責任の観点から、対策義務者ごとに義務の課し方について整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 第116条については、汚染原因者である工場等廃止者に対して、第114条に準じて対策を命じる規定とする。（考え方は現行通り） 117条については、命令の規定は問わず、土地改変者に対し、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。通知の前に既に提出された計画に対しては、変更を指示できるとする。 なお、いずれの場合も、法第5条の発動要件を満たすことから、必要に応じて土地所有者等への指導も併用し、対策を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね事務局案に賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> 法・条例の両方がかかる場合の義務者は誰になるのか。条例を除外とかは可能か。 法5条の適用とあるが、過去の例から見て“空振り”のおそれがあるのではないかと。また、この場合の区一都間の仕組みを示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法と条例が同時にかかる場合でも、それぞれの規定に基づき義務を課す。 当該地は汚染有、健康リスク有で法5条の要件を確実に満たしており、その前提で都に相談してほしい。

34

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
追加論点④-1	対策の義務を課す規定 土地所有者等に命令を発出する条件について	<ul style="list-style-type: none"> 調査義務を承継した場合を含め、対策の義務者は工場等廃止者であり、原則として工場等廃止者に命令を発出する。 法第7条ただし書を参考に、土地所有者等が対策を行うべき状況にあるときは、土地所有者等に命令を発出することも可能な規定とする。 命令は不利益処分であり、弁明の機会が付与されることから、いずれの場合もこれらの状況を確認してから命令を発出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の扱いが法と異なるので、説明がいるのでは。 協力義務規定しかない土地所有者が、業者不存在の際に命令を受けるといったことについての整合性について、説明できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務者不存在で義務者が移転する際の判断要件を示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 協力義務は、<u>土地所有者以外の者が実施する対策に関する規定であり、土地所有者自身の責任については言及していない。</u> 第一義的な責任は汚染原因者にあり、土地所有者等については、<u>対策実施を合意した場合は汚染原因者責任を引き継ぐと考え、それ以外の場合は限定的に状態責任を負う。</u> 限定的な状態責任としては、<u>工場等廃止者が不存在の場合（当該土地に係る権利の取得にあたり過失がない場合は除く。）には、土地所有者等に命令を発出することを可能としたい。</u>

35

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
追加論点④-2	対策の義務を課す規定 土地の譲渡等があった場合の義務の承継	<ul style="list-style-type: none"> 現行の第116条第4項の規定に、課題となっている転得者等への対応を追記する。 土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還があった場合、新たな土地所有者等に実施義務及び報告義務を課し、指導の対象とする（下線部が追記） 新たに義務を負ったものが実施等義務に違反した場合、罰則は適用されないが、第120条に基づく勧告の対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> 転得者には罰則をかけたほうが良いのか。 実効性の担保について、もう少し議論を深めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の権利の承継について把握の仕組みが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法では転得者に指示・命令する規定がない。 対策実施に合意があった場合の転得者は、<u>命令の対象となりうるのではないか。</u> 汚染があることについて台帳に記載され公開されることで、転得者による対策が促されると考える。 一定の期限を設けた対策義務について、指導対象者を特定する作業であり、長期的に追跡することは考えていない。

36

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題③ 飲用井戸情報の収集・保管・提供

論点	概要	見直しの方向性(案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点⑤	収集の対象とする飲用井戸の定義及び収集の方法	関係者からの情報提供を求めることが出来る規定を設ける。定義は引き続き検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の対策の命令等地下水経由摂取リスクの把握のための情報収集の根拠は、条例に規定する。 ・ 条例上の対応としては、知事が関係者からの情報提供を求めることができる規定を設け、具体的な把握の対象及び内容については、関係機関との継続的な検討のうえで、必要に応じて要綱等を整備していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性(案)について異議なし。 ・ 飲用井戸の設置を原則的に禁止している自治体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のみ使用する井戸があるために、要措置区域になるケースは柔軟に対応することはできないか。 ・ 都条例なのだから、地域の実情に合わせた法令にした方が良いのでは。井戸の新定義では、条例では専用井戸のみを飲用井戸としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の高濃度汚染時の対策規定の存在を理由に、除外できる井戸があるか、検討する。
論点⑥	飲用井戸情報の保管及び区市との共有	都及び区市がそれぞれ必要な情報を保有している前提で、制度を設計。共有の方法は今後調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例上は、知事の事務としての範囲で、都及び区市がそれぞれの事務の範囲に必要な井戸情報を保有している前提で、各規定を策定していく。(続く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性(案)について異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用井戸情報について都が把握し、区市へ情報提供していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都、区市それぞれが把握している情報を共有する。

37

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題③ 飲用井戸情報の収集・保管・提供

論点	概要	見直しの方向性(案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点⑥	飲用井戸情報の保管及び区市との共有	都及び区市がそれぞれ必要な情報を保有している前提で、制度を設計。共有の方法は今後調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性(案)について異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用井戸の有無は、行政の知りえない実態まで考慮するのであれば、断言が難しい。実態上の飲用井戸の有無を行政が正確に把握せずとも、保健所や防災部局が「飲用しないよう指導している」ことをもって、「飲用リスクはない」と考えられるように明文化して条例を整備することは難しいだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例上の明文化は考えていないが、今後関係部局との調整のうえで、統一見解を示したい。

38

第2回 資料2 人の健康リスクに係る対策等

検討課題③ 飲用井戸情報の収集・保管・提供

論点	概要	見直しの方向性 (案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点⑦ 飲用井戸情報の適切な提供	提供を可能とする規定を設ける。提供の方法及び範囲等は引き続き検討	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上収集した飲用井戸情報については、法の書きぶりを参考に、適切な提供を可能とする規定を設ける。 ・提供する情報の範囲や提供の方法については、想定される場面ごとの対応について、法制度の検討状況も参考とし、引き続き検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲用井戸は個人情報とはいえ、より早い段階（操業中）で、周辺の飲用井戸の有無を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸情報について、町丁目程度の情報であれば個人情報にあたるのではないかと。 	意見を踏まえ、提供の方法及び範囲について、引き続き検討する。

39

第2回 資料3 地下水汚染への対策要件

検討課題① 地下水汚染判明時における対応・対策の要件

論点	概要	見直しの方向性 (案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点① 地下水汚染地域における調査要請・処理命令	条例第115条の地下水汚染地域に関する規定の必要性について再確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第115条の規定による地下水保全の考え方は維持したうえで、処理の命令を発出する要件を明確化する。 ・第116条・第117条の調査において、汚染が判明した場合においても、地下水環境保全の観点も含めた対策要件を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水環境を保全していく観点から、条例第115条をうまく活用するスキームであり、非常に良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの方向性案のとおり。

40

第2回 資料3 地下水汚染への対策要件

検討課題① 地下水汚染判明時における対応・対策の要件

論点	概要	見直しの方向性 (案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点②	対策を義務付ける条件 (地下水汚染)	地下水環境保全の観点から対策を求める条件を検討する	<ul style="list-style-type: none"> 地下水をなぜ保全するかについて、地下水汚染の拡大防止という考え方であれば基本的には賛成。 第二地下水基準について、<u>自然由来や、戦争由来など、事業者由来ではない場合の対応は。</u> <u>モニタリングの内容は、地下水基準適合か否かによって違ってくるのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度汚染への対応で、義務者が義務を果たせない場合、<u>放置することになってよいのか、それとも行政代執行を行うべきなのか、その点はどのように考えればよいか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>自然的条件による地下水汚染については、対策を要しないこととする。</u> <u>その他、対策の効果が見込まれない土地などの扱いを検討する。</u> <u>モニタリングの頻度などは、指針において規定する。</u> <u>行政代執行については、個別に行政代執行法の規定に照らし判断する。</u>

41

第2回 資料3 地下水汚染への対策要件

検討課題① 地下水汚染判明時における対応・対策の要件

項目	見直しの方向性 (案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
追加論点2-1①	『高濃度汚染』の定義 高濃度の汚染は、土壌又は地下水の汚染状態が以下の基準に該当する場合とする。 【土壌の汚染に係る基準】 第二溶出量基準を超過する場合 【地下水の汚染に係る基準】 敷地境界において第二地下水基準 (仮称) (新設) を超過する場合	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度汚染の定義は良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度汚染とそれ以外の残置汚染については求められる措置が異なるため、<u>台帳記載事項を分けるべきではないか。</u> 健康リスクが無いものに対して高額な費用を要する措置を求めることについては反発も予想される。経済活動を必要以上に制限することの無いよう、必要最小限の規制となるよう、十分な配慮をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの方向性案のとおり。 条例の台帳は、<u>一つの土地の履歴として整理</u>することを目指しており、汚染の状況、対策の要否等によって分けることはしない。 地下水汚染時の対策要否の判断は、現行条例指針より緩めている。また求める対策についても必要最小限とする。
追加論点2-2②	汚染状態に応じた必要な措置の内容 ①健康リスクがある場合 ⇒法と同様の条件及び措置を設定 (資料2で検討) ②健康リスクがない場合 ⇒高濃度部分について、対応を必須とするように設定			

42

第2回 資料3 地下水汚染への対策要件

検討課題① 地下水汚染判明時における対応・対策の要件

項目	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	事務局の見解
追加論点2-1③	117条について、汚染原因者でない改変者に対して、改変範囲以外も含めて対策を求めることについて	第117条については、土地改変者に対し、健康リスクへの対応と同様、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。	<ul style="list-style-type: none"> 第117条の調査対象地は改変箇所のみであり、平面的には調査で判明した範囲（≡改変箇所）の対策に限られる。「改変範囲以外」とは、掘削深度以深のこと。
追加論点2-1④	土壌汚染対策指針における、法による区域指定があった場合に、条例上の措置があったものとみなす規定について	地下水環境保全の観点から、高濃度汚染については、特例を適用しないよう変更する。	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度汚染については、法と重複する場合においても条例の規定を適用する。

43

第2回 資料3 地下水汚染への対策要件

検討課題② 汚染状況調査に必要な調査の範囲

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点③	詳細調査の位置づけ及び求める内容	<ul style="list-style-type: none"> 土壌の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。 なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。（引き続き調査の一環としての位置づけ） また、対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種有害物質について、法は相対的高濃度の地点でボーリングをする。厳密的には詳細調査とは違う。条例は全地点でのボーリングであり、ある意味、このやり方もメリットはある。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二溶出量基準を超えた場合に地下水調査をさせれば足りるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種有害物質のボーリングは、法との整合を図る。 健康リスクのある場合の対策の内容は、溶出量基準超過時の地下水汚染の有無で判断される。

44

第2回 資料4 汚染地の改変に係る拡散防止

検討課題① 汚染地の改変に係る拡散防止

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点①	条例第116条において汚染が残置された土地における拡散防止の方法	工場・指定作業場の除却・廃止時に汚染が残置された土地において、新たに改変行為等を行う場合に、条例対象外となる点について解消するよう検討を行う	条例第114条～116条案件 工場・指定作業場の除却・廃止時に汚染が残置された土地において、新たに改変行為等を行う場合に、条例対象外となる点について解消するよう検討を行う 条例第117条案件 汚染残置部分において汚染土壤に触れるような改変を行う者は、対象地が条例第117条第1項の対象とならない場合、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行うこととする。 共通 上記について、汚染残置部分が法により要措置区域等に指定されている場合は対象外とする。汚染が残置されている情報については、台帳を整備することで確認できるようにするとともに、土地所有者等が改変者に情報提供を行うよう規定を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染が残っている区画を管理していくことには賛成。 ・都と国の台帳はどのような関係になるのか。法と重複する土地については、検討してほしい。 ・台帳の調製方法をうまくまとめてほしい。 ・台帳の重複について、事業者の負担のないようにしてほしい。 	・特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの方向性案のとおり。（台帳については、第3回検討委員会資料を参照） ・台帳の調製は行政の事務であるが、重複が事業者の負担になることのないようにする。
論点②	条例第117条において汚染が残置された土地における拡散防止の方法	汚染が残置された土地が分割等により敷地が3000㎡以下となった場合に、条例対象外となる点について解消するよう検討を行う				

45

第2回 資料4 汚染地の改変に係る拡散防止

検討課題② 土壤汚染対策のための施設の構造変更

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点③	対策に係る構造物等の改変	土壤汚染対策のために設置された構造物等に加えることで汚染拡散等が生じないように検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・対策に係る構造物等に変更を加える場合は、検討課題①で示した汚染残置の改変に係る拡散防止の規定を適用する。 ・具体的な施行の基準は、指針で規定する。 ・当該構造物等の管理不全や損壊があった場合は、法第5条の適用を検討する。 	・方向性（案）について異議なし。	・特になし	・見直しの方向性案のとおり。

46

第2回 資料5 自然由来等基準不適合土壤の拡散防止

検討課題

自然由来等基準不適合土壤の規制

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点①	自然由来等基準不適合土壤の条例における扱い	一律対象外としている条例第122条の除外規定を見直す	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文上の除外規定を削除 ・ 条文上は通常の汚染土壤と同等の取扱いになるが、土壤汚染対策指針において自然由来等基準不適合土壤の取扱い方法を別途定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の中身については異議なし。 ・ 「<u>自然由来</u>」という文言が<u>条</u>例から消えると、<u>今回の改正の意図</u>が分かりにくくなるのではないか。条例の中で生かすことを検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然由来等基準不適合の「おそれ」については、定義があいまいだと対応に苦慮する場面が発生することが想像されるため、施行までに具体例などの例示をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然由来の基準不適合土壤の適用除外の記述について、各条文の適用関係等を整理し、自然由来の基準不適合土壤に係る規制が限定的に適用されることを示す。
論点②	自然由来等基準不適合土壤の搬出の規制内容	搬出規制について、具体的にどのような内容で規制するか検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然由来等基準不適合土壤についての取扱い、届出内容等について、土壤汚染対策指針に記載 ・ 自然由来等による汚染のおそれがある土壤については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。 (続く) 			

47

第2回 資料5 自然由来等基準不適合土壤の拡散防止

検討課題

自然由来等基準不適合土壤の規制

論点	概要	見直しの方向性（案）	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点②	自然由来等基準不適合土壤の搬出の規制内容	搬出規制について、具体的にどのような内容で規制するか検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性（案）については異議なし。 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しの方向性案のとおり。

48

第2回 資料6 操業中の調査・対策について

検討課題① 操業中の土地改変の条例上での取扱いの確認

論点	概要	見直しの方向性(案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点①	条例における操業中の土地改変の考え方	条例において、改正法と同様に操業中の土地改変の届出義務が必要か検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例において工場・指定作業場の操業中の土地改変を特別に調査契機とする形にはなっていないが、現行の規制で法と同等程度の必要な規制は概ね確保できていると考えられる。 ・条例上は、操業中の工場・指定作業場の敷地内における土地の改変行為そのものについて、新たに調査契機に加える必要性は少ないと考えられる。 	・方向性(案)について異議なし。	特になし	・見直しの方向性案のとおり。

検討課題② 新たな法対象範囲への運用上の課題

論点	概要	見直しの方向性(案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解	
論点②	汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法	法第4条の新たな届出対象を条例第117条の対象に加えることで円滑な運用を行うことを検討する	円滑・正確に汚染のおそれの判断を行うために、新たに法第4条の対象となる土地についても、条例第117条の対象とする。 ⇒第117条の対象となる面積・行為に関する規則の規定に、法第4条が対象とする土地を含むよう、文言を追加	・方向性(案)について異議なし。	特になし	・見直しの方向性案のとおり。

49

第2回 資料6 操業中の調査・対策について

検討課題③ 操業中の自主的な取組の推進

論点	概要	見直しの方向性(案)	委員のご意見等	区市のご意見等	事務局の見解
論点③	操業中の自主的な届出制度の検討	操業中の取組を推進するため、操業中からの調査・対策について届出できる制度の新設を検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果は事業者の個人情報のようなものだと思うので、<u>公開等は慎重に</u>。 ・操業中の調査を行うような事業者は、調査結果が公表されても、地域と共存していこうという<u>前向きな事業者が多い</u>と考えられるため、結果的に公開されても良いのでは。 ・操業中の汚染の拡大を防ぐのが目的、早期発見を促すことが目的ならば、事業者が公開・非公開を選べるようにし、<u>必ずしも公開にこだわらなくても良いのでは</u>。 	特になし	<u>調査結果の公開等について、利用対象となる事業者の団体等の意見も聞きながら継続して検討する。</u>

50

(素案)

都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について

(中間とりまとめ)

平成 30 年 月

東京都環境局環境改善部

第1章 環境確保条例による土壤汚染対策制度の見直しの背景

第1 環境確保条例及び土壤汚染対策法の施行及び改正の経緯

都では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という）に基づく土壤汚染対策制度を、国に先駆けて平成13年から施行し、主に工場等の廃止時の調査・対策及び土地改変時の調査・対策等の規制を行ってきた。条例の施行後、土壤汚染対策法（以下「法」という。）が平成15年に施行され有害物質使用特定施設の廃止時の調査が義務化されたのに続き、平成22年には大規模な法改正がなされ、土地の形質変更時の調査の規定が追加されたなど、土壤汚染対策制度を取り巻く環境は変化してきた。

近時の動きとして、法は平成22年4月の現行法の施行から5年が経過したことから、国において現行法の課題等について検討が行われ、中央環境審議会での議論を経て、平成28年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられた。なお、この検討にあたって、都は、平成28年3月には、「土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見」をとりまとめ、国に提言を行ってきたところである。この第一次答申の内容を盛り込んだ土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律33号。以下「改正法」という。）が平成29年5月19日に公布された。改正法は、2段階で施行されることとなり、第一段階施行が平成30年4月1日、第二段階施行が公布の日から2年以内とされた。

この間、条例に基づく土壤汚染対策制度の規定は、平成13年10月に施行して以降、法の施行及び改正に合わせ、条例施行規則（以下「規則」という）及び土壤汚染対策指針の必要な部分を改正し、法との整合及び運用上の調整を行ってきた。

第2 条例における土壤汚染対策制度の特徴

条例は、工場等の事業活動による公害の防止を目的として昭和44年に制定された東京都公害防止条例を全面的に改正し、都市・生活型の公害の拡大、地球環境問題、有害な化学物質など、今日的な環境問題に適切に対応するとともに、工場等に規制の強化を図ることを目的として平成12年に制定された。土壤汚染対策に係る規定はこの時に新たに設けられた。条例における土壤汚染対策制度は、工場又は指定作業場において有害物質を取り扱っている事業者（以下「有害物質取扱事業者」という）及び3000㎡以上の敷地において土地の改変を行う者（以下「土地改変者」という）に対し、土壤の調査や汚染があった場合の対策を求める規定となっており、汚染原因者及び土地開発者の行為に対して規制を行う姿勢をとっている。この点は、基本的に土地所有者等に対し土壤調査及び健康リスクがある場合の措置実施を義務付け、土地所有者等の状態責任に立脚して規制を行っている法と、考え方が大きく異なっている部分である。

また、法が「国民の健康の保護」のみを目的としているのに対し、条例が全体を通して、「現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保す

る」ことを目的として、将来世代及び生活環境も含めて幅広く保全の対象として明記している点も考え方が異なっている。この違いは、汚染が確認された場合に、法が現時点で人の健康リスクが判明している場合にのみ対策を求めているのに対し、条例では地下水環境保全の観点から、現時点での健康リスクの有無によらず、地下水汚染の原因となっている場合に対策を求めていることに現れている。これらの法と条例の違いについては、法との整合が求められている状況において、規制上の混乱を防ぐ観点から可能な範囲で法と条例の整合は図りつつ、東京都の地域特性を踏まえ条例本来の目的として考え方を維持していくことも必要であり、双方の観点から検討が必要である。

第3 現行の条例・土壤汚染対策制度の課題

条例による土壤汚染対策制度は、施行から16年が経過し、この間に法改正等の環境の変化があったことや条例の運用を蓄積してきた中で浮かび上がってきた課題が明らかになってきた。主な課題として、以下の4点が挙げられる。

① 土壤汚染対策法の改正への対応の必要性

平成29年5月に公布された改正法について、法の規制・指導及び事務を円滑に実施するため、条例においても対応が必要となっている。

② 土壤汚染対策法との重複・不整合

法の規制対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生しており、重複の解消が求められている。また、土壤汚染があった場合の対策の必要要件について法と条例の不整合が発生している。

③ 汚染地情報の公開規定の未整備

法が汚染地の情報を台帳制度により公開しているのに対し、条例は公開に関する規定がなく、汚染地のリスク管理上の懸念がある。

④ 条例運用上の課題の発生

工場廃止時の調査における猶予規定が整備されていないことや、未調査事業者への対応規定が不足していることで指導上の支障が生じているほか、土地改変時の調査における適用除外規定が不明確であるなどの指摘がある。

また、上記に加えて、法・条例に含まれていない考え方も広がりつつある。具体的には、工場操業中からの早期の自主的な調査・対策や、土壤汚染対策に係る環境負荷や経済及び社会への影響にも配慮して総合的に最適化を図る新たな土壤汚染対策の考え方が挙げられる。

都は、法に先駆けて条例制度を運用し、必要に応じて法との整合等を図ってきたが、条例施行から16年が経過していること、および、法が施行から15年、前回の改正法施行からも8年を経過しており、法の規制が一般化し、また規制対象が拡大化してきていること、などから、法との重複の解消や不整合の整理を行うとともに、条例制度を含めた都の土壤汚染対策制度の役割について改めて考える必要が生じている。

第4 今後の東京都の土壤汚染対策の在り方

上述の条例におけるこれまでの制定等の経緯、特徴及び課題を踏まえて、今後の都の土壤汚染対策の在り方として、法及び条例のそれぞれの特徴を生かしつつ、さらに、自主的な取組推進も含めた「法と条例と自主的な取組のベストミックス」を目指すことを基本方針として、今後の条例制度を検討することとした。

具体的には、法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策要件を定めていくこと、条例における汚染原因者及び土地開発者への規制は条例制定時からの理念であり現場の実態に合うことから引き続き維持していくものの土地所有者の関与の在り方を明確化していくこと、都内の活発な土地取引を踏まえ土壤汚染情報を積極的に公開していくこと、法と条例の両方が対象となる案件の手続きの簡素化を図ること、操業中の自主的な取組や環境・経済・社会に配慮した取組を推進する仕組みを作ること、などについて検討が必要であると認識している。

以上のような問題認識のもと、実務を担う都区市の担当者からの意見を得ながら、学識経験者及び業界団体代表からなる土壤汚染対策検討委員会において、条例における土壤汚染対策制度の見直しの方向性について検討を行ってきた。今回、これまでの検討内容を踏まえ、中間のとりまとめを行った。その具体的な検討について、第2章以降に記載した。

第2章 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討の状況

第1 条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象	
1 規制の対象とする有害物質の定義	第1回資料1検討課題①
2 対象とするリスク	第1回資料1検討課題①
(1)健康リスクの定義	第2回資料2検討課題①
(2)飲用井戸情報の収集等	第2回資料2検討課題③
(3)地下水環境保全の考え方	第2回資料3検討課題①
3 自然由来等基準不適合土壤の扱い	第1回資料1検討課題② 第2回資料5
4 調査・対策義務の原則	第1回資料3検討課題③ 第2回資料2検討課題②
第2 土壤汚染届出情報の公開	
1 届出情報の公開の手法	第1回資料2
2 届出情報の公開の範囲	第1回資料2
第3 調査実施の契機	
1 第116条に基づく調査の実施の時期	第1回資料3検討課題②
2 第116条に基づく調査の猶予	第1回資料3検討課題①
3 第116条に基づく調査義務の承継	第1回資料3検討課題③
4 第117条の適用除外となる行為の明確化	第2回資料1
5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応	第1回資料5検討課題①② 第2回資料1検討課題② 第2回資料6検討課題①②
6 操業中の工場等における自主的な調査	第1回資料5検討課題③ 第2回資料6検討課題③
第4 対策の要件等	
1 対策の要件	第2回資料2検討課題② 第2回資料3検討課題①
2 健康リスクのある土地における対策	第2回資料2検討課題②
3 地下水汚染のある土地における対策	第2回資料3検討課題①
4 対策の義務の課し方	第2回資料2検討課題② 第2回資料3検討課題①
第5 汚染地のリスク管理	
1 汚染地の改変に係る拡散防止	第2回資料4検討課題①②
2 記録の保管・承継	第3回資料1

3 自然由来等基準不適合土壤の搬出	第2回資料5
第6 法との重複に係る整理	
1 汚染状況調査の方法	第2回資料3検討課題②
2 条例第116条と法第3条の重複	第3回資料2検討課題①
3 条例第117条と法第4条の重複	第3回資料2検討課題①
4 法で区域の指定を受けた土地の扱い	第3回資料2検討課題②
5 法と条例の台帳の関係	第3回資料2検討課題③
第7 その他	
1 最適な土壤汚染対策の選択の促進	第3回資料1
2 第116条調査義務等勧告違反への対応	第1回資料4
3 費用の請求	第3回資料1

第1 条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象

1 規制の対象とする有害物質の定義

第1回資料1検討課題①

- ・現行条例は、第113条の規定により《有害物質に汚染された土壤》を土壤汚染対策制度の対象としている。有害物質は《水質又は土壤を汚染する原因となる物質》として、条例別表に28物質が掲げられている。
- ・土壤汚染の判断基準は、《土壤の有害物質の濃度が規則で定める基準（以下「汚染土壤処理基準」という。）を超える場合》としており、法の特定有害物質と同じ物質について、規則別表に27物質の基準を定めている。
- ・「有害物質」と「汚染土壤処理基準」の物質については、条例制定当初は一致していたものの、現状では一部で相違が発生している。
- ・このため、土壤汚染対策で対象とする「有害物質」を明確化するべきと考えられる。

見直しの方向性

○第113条において、土壤汚染対策で対象とする有害物質として「規則で定める有害物質（＝法の特定有害物質）」を定義する。

2 対象とするリスク

第1回資料1検討課題①

- ・条例の目的は、第1条において、《現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保》とある。また、土壤汚染対策制度の目的は、現行第113条において、《有害物質に汚染された土壤からの有害物質の大気中への飛散又は土壤汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため》とある。
- ・《有害物質の大気中への飛散》という記載について、条例制定当時は、土壤の直接摂取の考え方がまだ確立される前であり、土壤粉じんの摂取を想定していた。その後、土壤環境基準及び土対法において、直接摂取リスクに関する「土壤含有量基準」が設けられた際に、土壤の経口摂取全般を対象として定められた。このような経緯を踏まえ、条例の記載についても時代と共に見直す必要がある。
- ・また、《人の健康に支障を及ぼすことを防止》という記載については、条例第1条を踏まえ、将来世代の保護という考え方も含まれているとの認識を再度確認するべきである。

見直しの方向性

- 人の健康リスクの考え方について、法と同様に、直接摂取リスク全般が対象に含まれる書きぶりに改める。**
- 条例制定時の精神のとおり、将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐという立場は継続する。**

- ・第114条は、有害物質取扱事業者が土壌を汚染し、《人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれ》（＝健康リスク）がある場合、土壌汚染への対策を命じることができる規定である。この「おそれ」の判断基準は、条例上示されていない。
- ・一方、法では、健康リスクに関連して、土地所有者への調査命令、要措置区域への指定の制度がある。健康リスクの有無の判断の基準としては、施行令及び施行規則に、直接摂取リスク及び飲用リスクに該当する定義がなされている。
- ・「2 対象とするリスク」において、条例の対象とする健康リスクについて、法と整合を図る方向性を示したところである。

見直しの方向性

○条例第114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の健康リスクの判断基準を規定する。

・法の要措置区域の指定に当たっては、特に飲用リスクの有無の判断のため、法施行規則第30条第1号（飲用に供する地下水の取水口）について、法施行通知に従い、行政保有情報その他の方法により、飲用井戸の有無を確認している。また、他の機関が保有する行政保有情報については、法第56条の規定により、関係機関への協力を求めることができる。また、改正法第一段階施行後の法第61条により、飲用井戸等情報の把握収集等が都道府県知事の努力義務規定に新たに加えられた。

・現行の条例では、飲用井戸等情報の収集の根拠となる条文、及びその収集した飲用井戸等情報を条例の飲用リスクの有無の判断に利用することについての根拠となる条文がない。

・飲用井戸の所管は水道行政（保健所）であるほか、水道法に基づく各種水道水源、防災行政が保有する災害用井戸の情報についても、条例上利用する必要がある。

・都環境局においては法の事務の目的で収集した全戸調査の結果を保有しており、これを区域指定の判断に用いている。安定的な運用のためには、データの定期的更新等の課題がある。

・全戸調査で環境局が把握している飲用井戸のうち、保健所が把握していない井戸、さらには保健所が飲用しないよう指導している地域の井戸については、扱いの整理が必要と考えられる。また、法と水質汚濁防止法の施行通知でリスク有無の判断が異なる現状があり、今後把握の対象とする飲用井戸の定義については、更なる検討を要する。

見直しの方向性

○条例の対策の命令等、飲用リスクの把握のための情報収集の根拠は、条例に規定する。

○条例上の対応としては、知事が関係者からの情報提供を求めることができる規定を設け、具体的な把握の対象及び内容については、関係機関との継続的な検討のうえで、必要に応じて要綱等を整備していく。

・ 条例第 115 条（地下水汚染地域における調査要請等）は、《有害物質による地下水汚染が認められる地域がある場合》の有害物質取扱事業者への調査要請、及び調査の結果等により《当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるとき》に有害物質取扱事業者に汚染処理を命じるという規定である。健康リスクの有無を問わずに発動することができ、法には含まれていない地下水環境保全の考えに立った条例独自の規定である。

・ 地下水環境保全の考え方は、「2 対象とするリスク」で《将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐ》で示した通り、将来世代の保護の観点から、現時点での飲用利用の有無に関わらず、将来利用されうる地下水質の保全のために合理的な範囲において、今後も維持されるべきである。

・ 第 115 条は条例制定後、適用した実績はないが、必要に応じて適用できる余地は残しておくべきである。また、第 115 条によらず判明した汚染についても、同様の地下水環境保全の考え方で対応することが必要であり、そのためにも第 115 条で条例の立場を明示することが重要と考えられる。

・ 《当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるとき》という記載については、解釈や裁量の余地が残されていることから考え方が様々であり、判断が難しいという現状があることから、要件を明確化すべきである。

見直しの方向性

○条例第 115 条の規定による地下水環境保全の考え方は維持したうえで、第 115 条及び同条の委任する施行規則において対策の命令を発出する要件を明確化する。

・条例の対象とする環境への負荷とは第2条で、「事業活動その他の人の活動により…」と定義されている。このため、第122条（適用除外）において、「《汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌》は適用除外としてきた。

・法は、平成22年の法改正により、自然由来等基準不適合土壌について調査等に特例を設けているものの、規制の対象としてきた。

・条例第2条に照らすと、自然由来の土壌汚染については、その場に存在している状態では、人の活動による汚染ではなく、「環境への負荷」とはいえない。一方で、搬出をする際には、搬出という人の活動により基準不適合土壌が拡散することとなるため、「環境への負荷」にあたると思われる。

見直しの方向性

○自然由来等基準不適合土壌については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用する。

・第116条（工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務）は、「工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの」に対し、敷地内の土壌の汚染状況の調査と、これに基づく汚染の拡散防止の措置の実施を義務付けたものである。この条は、汚染原因者責任の追及の立場に立ったものである。

・第117条（土地の改変時における改変者の義務）は、「土地の改変を行う者」に対し、当該改変地の地歴を含む調査と、汚染があった場合の拡散防止措置を義務付けたものである。公害対策は汚染原因者が講じることが原則であるが、土地の改変という行為が新たな環境汚染を引き起こす可能性があることから、土地の改変を行う者に対して対策の実施を義務付けている。

・一方、法は「土地の状態責任」という考え方をとり、土地の所有者等（法第3条に「土地の所有者、管理者又は占有者」と定義）に調査の義務、汚染原因者に対策を講じさせるべき状況にあるときは汚染原因者、そうでなければ土地所有者等に対策の義務を課している。また、区域指定された土地において土地の形質変更を行おうとする者への届出義務等、さらに汚染土壌を区域外へ搬出しようとする者への届出義務等を課しているが、これらは、新たな環境リスクを発生させる行為に対する責任に基づくものと整理できる。

・条例の制定の経緯、及び条例第2条の規定からも、条例においては法の考え方にとらわれることなく、汚染原因者責任、行為責任を追及すべきである。しかし、土壌汚染は土地に係る公害であり、土地所有者等がその汚染状態については関知すべきであること、義務者が土地所有者等ではないときに条例に基づく調査対策を行うことについて支障が生じないようにすること、義務者との合意に基づく義務の承継を可能とすること、及び汚染原因者責任が果たされない場合に限定的に状態責任に基づく義務を課すなど、土地所有者等の関与の在り方を条例においても整理する必要がある。

見直しの方向性

○条例における調査及び対策の義務は、第一義的に、汚染原因者又は行為責任を負う者に課すという姿勢を維持する。

○土地所有者等の関与の在り方については、各規定の義務の性質に応じて個別に定める。

第2 土壌汚染届出情報の公開

1 届出情報の公開の手法

第1回資料2

- ・都では行政の透明性・都民の利便性の向上のため、より積極的な情報公開を行っていく方針が示されている。
- ・法の土壌汚染情報に関しては、区域指定にあたり、法の規定により東京都公報に掲載し公示し、詳細は紙ベースの台帳で閲覧に供している。さらに、環境局のホームページにも公報を掲載している。
- ・一方、条例の土壌汚染情報に関しては、公開規定がなく、都では年間30～50件程度ある開示請求へ個別に対応している。
- ・現行の条例では、法及び都の情報公開の考え方と比較して土壌汚染情報についての情報公開は不十分であることから、土壌汚染情報について公開し、環境リスク情報の共有を図るとともに、都民の利便性の向上を図るべきである。
- ・公開の手法としては、積極性に応じて、報道発表・ホームページ掲載等の「公表」、現在の土対法の規定にある「台帳の調製・閲覧」、請求に基づく「情報開示」といった段階が考えられる。
- ・このうち、「台帳の調製・閲覧」による公開については、土対法で既に実績があり、法と同様の規定を盛り込むことで実現可能と考えられる。
- ・「公表」については、新たな手法をとることになり、風評被害等により土地所有者等が不利益を被る可能性、運用方法等について考える必要がある。

見直しの方向性

○条例においても台帳の調製・公開の仕組みを設けたうえで、より積極的な情報提供に向けて情報公表範囲・運用方法を含めて検討していく。

- ・環境リスクの観点からは、現在汚染されている土地についての情報を公開の対象とすべきである。
- ・一方で、情報公開促進の観点からは、過去の汚染状況や汚染が無かった情報についても対象として広げるべきと考えられる。このうち、過去の汚染状況についての情報は、改正法第一段階施行により「解除台帳」として、法において新たに調製・閲覧の対象となったところである。
- ・条例のうち都が所管している第117条においては、汚染が確認された届出は年間約200件、このうち汚染が除去されるものは年間約180件、汚染が確認されなかった届出は年間約700件程度であり、公開範囲が拡大されればそれに伴って、相応の行政負担が生じる。
- ・法と同様の範囲は少なくとも条例でも公開の対象とし、情報公開促進の観点からは、汚染の確認されなかった届出情報についても、将来的には公開を目指すべきである。

見直しの方向性

○「汚染が確認された土地」及び改正法第一段階施行で対象となる「汚染が除去された土地」については、当該土地の汚染の状況や対策、土地の改変の履歴について、法と同様の台帳を調製し、公開の対象とする。

○その他、将来的に、「汚染が確認されなかった土地」に係るものも含め、条例に基づく届出があったことの一覧について、台帳を調製し、公開の対象とする。

第3 調査実施の契機

1 第116条に基づく調査の実施の時期

第1回資料3検討課題②

- ・現行の条例第116条は、有害物質取扱事業者に対し、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は建物等を除却する機会をとらえ、敷地内の土壌の汚染状況の調査と、これに基づく汚染の拡散防止の措置の実施を義務付けたものである。
- ・このうち、廃止時の調査については、指導の実効性担保のため、調査報告の期限を「廃止の30日前」とし、調査報告後の対策も有害物質取扱事業者（＝廃止前の事業者）の義務としている。一方で、法第3条第1項では、新たな汚染が生じなくなった時点での調査を求める趣旨から、「特定施設の廃止後120日以内」の調査報告を土地所有者等に義務付けている。
- ・第116条調査がなされていない状況での廃止手続きは、大半の区市で認めていないのが実態である。不動産取引のために廃止手続きが必要となり、やむを得ず調査を行なうケースなど、廃止前に調査報告を求める現行の規定は、指導上有効性が高いという意見が多い。また、廃止後は事業者と連絡が取れなくなるおそれもある。
- ・一方で、廃止後の方が合理的、廃止後の指導となっているのが実態、解決に労力を要する困難事例は廃止の前後に関わらず存在する、などという意見もある。そもそも、条例第87条で義務付けられた廃止の届出は、第116条の調査の実施の有無に関わらず取扱うべきである。
- ・廃止後とすることで法との整合も図られ、制度上の問題点は解決されるが、廃止後の事業者に対する指導の権限を担保するとともに、工場等の廃止後にも調査義務が残っていることについての周知徹底を図る必要がある。
- ・区市においては、行政の保有する情報だけでなく、事業者に対して、工場等への指導権限の中で、有害物質取扱状況について、聴き取りや報告、立入などで有害物質の取扱いを把握し、調査義務についての指導を行っている。特に、取扱状況の報告について根拠を規定することで、事業者による有害物質取扱状況の把握実施を促すべきである。
- ・工場等廃止時以外の調査契機（全部または主要な部分の除却）については、「除却」の判断が分かれている実態があり、**第117条と同様に汚染の拡散防止を目的とした規定として改めて位置づけるべきである。**

見直しの方向性

- 第116条による工場等廃止時の調査報告時期が「廃止の30日前」であることについては、指導上の有効性は認められるものの、制度上の問題があることから、法の規定を参考に「廃止後120日以内」に変更し、工場等を廃止した者に対し調査義務を課す。
- このことに伴う指導上の懸念、特に廃止手続きが「調査対策義務の終了・免除」と広く解釈されている実態に対しては、関係者への周知徹底を図るなど対策を講じる。
- 《全部または主要な部分の除却》時の調査は、**除却に伴い土地の改変を行う箇所を調査の対象とし、その実施の前までに調査報告を行うこととする。**

・法第3条は、一定の要件（予定されている土地利用の方法から見て土壌汚染により人の健康に被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたとき）を満たしたときは、当該土地の調査義務の一時的免除（調査猶予）を受けることができる。

・条例第116条は、調査猶予の規定がないが、法施行の後、調査猶予に関する考え方を都から通知で示している。具体的には《建物があつて調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間》《引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれていること》を要件としている。改正法第二段階施行の規定による、「一時的免除中の土地における改変時の調査義務」については、この要件下では猶予の解除に相当する。

・現行の条例第116条第1項の調査は、工場等廃止の前に実施することとなっており、調査猶予の規定となじまない。しかし現実には、工場等の廃止手続き後も調査の猶予を認めるべきケースが存在し、多くの区市で通知による猶予が行われていることから、条例に正式に手続きを規定すべきという要望が区市からある。さらに、「1 第116条に基づく調査の実施の時期」により、調査の時期を法と同様に工場等廃止後とし、調査報告の期限を設ける見直しを行うことから、調査猶予の規定は必要になる。

・猶予を制度化する場合、猶予の要件、猶予の手続、猶予中に届出べき事項、猶予の承継、猶予の取消しについて定める必要がある。

・猶予の要件は従来の都通知の要件が多くの区市から支持されている。手続については、法の規定が参考になるが、猶予の申請を行う者は条例の義務者である工場等廃止者であり、土地所有者の関与を盛り込む必要がある。また、猶予の確認を行うにあたっての条件や届出事項の一部については区市の裁量を残し、現在の区市の猶予事務からの移行を円滑に進めるべきである。

見直しの方向性

○調査猶予の規定は、条例独自の考え方により制度構築する。

○猶予の申請は、調査義務者が行う。申請者が土地所有者と異なる場合、所有者の同意を必須とする。

○猶予の要件は、現行の条例通知の要件を維持する。猶予中の土地の改変は、当該箇所について猶予取消の対象となる。

○知事による猶予の確認にあたり、**工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を条件とするほか、猶予中の土地の現況の届出等を条件に加えることを可能とする。**

○猶予の承継は、土地所有者等の変更届出による。

○猶予の取消しについては、届出内容に基づく場合のほか、猶予確認時の条件に違反した場合や行政の現場確認により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合の取消し

を可能とする。

3 第116条に基づく調査義務の承継

第1回資料3検討課題③

・ 条例第116条第4項は、有害物質取扱事業者が何らかの事情により、土壤汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、土壤の調査を義務付けるものである。

・ 区市において、第116条第4項に基づく指導は広く行われ、調査実施・対策実施により解決する事例が存在している。

・ 現行の第116条第4項の規定では、土地譲受者に対しては、調査結果の報告義務がなく、その後の汚染拡散防止措置命令の対象にならない。また、土地の譲渡・返還を伴わずに事業者が土地を離れるケースにおける土地所有者、さらに、土地の転得者に対しては、第116条第4項の義務も負わせることが出来ないと解されている。

・ 法第3条では、廃止時の土地所有者等が調査義務を負うと規定され、また、土地所有者等間での義務の承継が法施行規則に規定されている。法の調査義務が命令・罰則につながることから、承継には新旧所有者等の合意及び新所有者への通知発出を要する。

・ 条例は汚染原因者責任を追及する立場だが、土地所有者等は状態責任に基づき当該土地の汚染状況について関知するべきであり、調査報告義務は、土地所有者等が調査を自ら行う旨に合意した場合のほか、工場等廃止者による調査が行われる見込みがないときに、土地所有者等に課すものとする。なお、このときに通知を発出し、土地所有者等に弁明の機会を付与することで、義務移転に係る行政手続きの正当性を担保すべきである。

・ 転得者への義務承継は、法施行規則と同様に合意が原則であると考えられるが、規定の悪用を防ぐための仕組みを同時に検討することが必要である。なお、当該地の義務の存在については、不動産取引上の信義則に基づき告知すべき事項と考えられることから、取引にあたって調査の実施者は明確にされると考えられる。

見直しの方向性

○ 条例第116条第1項の調査義務については、工場等廃止者が不存在（相続放棄、事業承継のない法人解散等）であるか、又は工場等廃止者が勧告に従わない等、調査が行われる見込みがないとき、土地の状態責任に基づき、その時点の土地所有者等に課すこととする。

○ この場合、調査結果の報告についても、土地所有者等に義務付けることとし、義務を果たさなかった場合、勧告の対象とする。

○ 土地の権利の移転があった場合の義務承継の考え方は、法に準じる。調査義務の承継について、合意があったとみなされる場合は、新たな権利者が調査義務を負う。

○ 土地所有者等に調査義務を課すにあたり、所有者通知の手続きを定める。

○ 義務者が調査報告を行わない場合、当該土地が未調査の土地であることの情報を開示することを可能にする。（「第7 2 第116条調査義務等勧告違反への対応」参照）

・条例第117条に基づく調査報告義務の対象となるのは、敷地面積3,000㎡以上の土地で規則で定める行為（「土地の改変」）を行うときとなっている。この「土地の改変」には適用除外行為を設けておらず、施行規則第58条第2項に該当するすべての改変行為が対象となる。

・一方で、環境局ホームページのQ&Aにおいて「通常の管理行為」「軽易な行為」を適用除外として扱うことを示している。

・法第4条や第12条では、「届出を要しない行為」が施行規則で規定されている。

・条例においても、運用上第117条の適用除外としている「通常の管理行為」「軽易な行為」について、扱いを整理したうえで、規則に明記するべきである。

・現行Q&Aの「通常の管理行為」は水道、下水道、ガス、電気工事等を指し、事業活動に伴うものは含まない。これらの工事について、土壌汚染に関する規制をかけると、公共の利益において不具合を生じる場合があり、除外することに疑義はない。一方、仮設の工作物や塀等の建設は、一律に「通常の管理行為」と括るべきではなく、その工事の規模及び緊急性で判断すべきと考えられる。

・現行Q&Aで含まれない行為として、既存道路の舗修（新設、拡幅に伴うものを除く。）については、「通常の管理行為」に追加することに支障はないと考えられる。このほか、「通常の管理行為」に類型として追加すべきもの、「その他通常の管理行為」とするべきものについて、情報収集等を行い、整理する。

・上記類型に当てはまる場合でも、法第4条の対象となる工事（改変規模3000㎡以上等）については、「5 土壌汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応」で整理する。

・小規模な工事については、改変面積が一定規模未満のものについて「軽易な行為」として適用除外とする。但し、改変面積が小規模でも、汚染が既に分かっている土地の場合は、確実に汚染の拡散が生じるため、適用除外とすべきではない。

・そのほか、非常災害のために必要な応急措置は、緊急を要し、土壌汚染対策よりも優先されるべき行為と考えられることから、事前の調査報告を求めることは、合理的とは言えない。

・なお、改正法第二段階施行の議論の中で、法第4条第1項の届出対象外となる区域について検討されているところであり、実現される制度やその考え方について、条例においても考慮すべきか、引き続き経過を見ていく。

見直しの方向性

○適用除外行為として認めている「通常の管理行為」及び「軽易な行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。

○「通常の管理行為」としては、主にこれを規制することで公共の利益において不具合を生じ

るものとして、水道、下水道、ガス、電気工事等を対象とする。また、現行運用で認めている用水・排水施設の設置、植栽管理行為のほか、既存道路補修等、行為の性質から見て汚染の拡散のおそれが少なくかつ日常性・緊急性を要する行為も対象に加える。

○「軽易な行為」については、【規模を検討中】。仮設の工作物や塀等の建設は、軽易な行為に当たるかどうかで適用を判断する。

○「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」についても、適用除外に加える。

○法第4条の対象となった場合については、「5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応」において整理

5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応

第1回資料5検討課題①②

第2回資料1

第2回資料6検討課題①②

- ・法第4条第1項の届出対象となる土地については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うために、条例第117条の対象とすることが必要である。
- ・このため、「通常の管理行為」の行為類型に当てはまる場合でも、法第4条の対象となる工事については、適用除外とすべきではない。
- ・また、改正法第二段階施行により新たに法第4条の届出対象となる「施設操作中の事業場における一定規模以上の土地の形質の変更」については、敷地面積が3000㎡未満の事業場において行われる場合、現行条例第117条の対象とならないことから、これについて第117条の対象に加えるために、敷地面積の要件を部分的に見直す必要がある。但し、規定の見直しに伴い、条例のみが対象となる土地を新たに増やすことがないように、法の対象となる場合に限定されることを明記する。

見直しの方向性

○法第4条第1項の届出対象となる土地(改正法第二段階施行後において対象となる施設操作中の土地を含む。)については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うため、全て条例第117条の対象となるよう、法第4条第1項の対象となる場合に限り規則で定める敷地面積要件を見直すとともに、《法第4条第1項の届出対象となる行為》を規則で定める「土地の改変」に加える。

・現行の法令では、基本的に廃止時に調査義務を課している。このため、たとえ操業中に自主的に調査等の対応をとったとしても届出ができず、廃止後にも調査が必要となることから操業中から取組を行う動機が働かない。

・例えば、特定有害物質の使用をやめた後に操業を続ける、地下浸透防止施設を新しく作り汚染のおそれが少なくなる、等の場合、操業中から調査・対策を実施することが有効と考えられることから、取組を促進すべきである。

・廃業時に調査対策を行う場合は、その後の土地利用の都合などから対策の方法も限られ、また時間経過と共に汚染範囲が拡大しているなど、結果的に費用負担が重くなるケースが多い。このような費用負担や操業中の汚染拡散リスクを低減するためにも、操業中から計画的に調査・対策を行うことを促す制度が必要である。

・制度は、自主的な取組を推進することを重視し、インセンティブが働きやすいように設計することとする。具体的には、届出が可能な契機、汚染があった場合の台帳調製・公開の要否、汚染があった場合の命令の要否、拡散防止計画中及び対策中に廃止等を行った場合の手続き、調査・対策済みの土地における廃止時等の義務軽減措置について、条例の各規定の目的に照らして検討する。

・特に、調査結果の公開等について、利用対象となる事業者の団体等の意見も聴きながら継続して検討する。

見直しの方向性

○操業中であっても、有害物質の使用を廃止した際等に、条例第116条と同様の調査報告・対策の届出を任意で行うことができる制度を新たに設ける。

○届出の契機は特段限定せず、事業者の自主性に委ねる。廃止時調査において、この制度に基づく調査対策の履歴は、地歴として利用可能とする。

○調査の結果汚染があった場合は対策を行う前提であることから、対策義務及びこれに係る命令等の手続は、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同等とする。また、その後の土地改変時の届出義務についても、同等とする。

○台帳について、事業者の自主的取組促進の観点から、当規定による調査対策に関する例外的な扱いを可能とする。

第4 対策を要する土地

1 対策の要件

第2回資料2検討課題②

- ・法は健康リスクがあるときに対策を要し、条例は地下水汚染の原因であるかどうかを対策の要否の判断に用いている。
- ・この場合、法で健康リスクがあるとしている汚染状態の土地も条例では対策不要となっているケースがある。（溶出量基準超過・周辺に飲用井戸あり、地下水汚染はなし）
- ・逆に、条例のみ対策が必要なケース（溶出量基準超過・周辺に飲用井戸なし、地下水汚染あり）については、健康リスクがないものに対して対策を求めている点で過剰であるが、一方で、地下水環境保全の観点からは必要とも考えられる。
- ・健康リスクについては、その判断基準を法と整合させることから、当然、法と同様の対策の要否の考え方を導入すべきである。
- ・地下水汚染については、「周辺の地下水汚染の原因となっている場合」という点が不明瞭であり、対策を求める条件も自治体によって判断が異なっていることから、より合理的で明瞭な対策を求める基準を定めるべきである。*ただし、地下水汚染が自然的条件による場合など対策の効果が見込まれない場合については、扱いを整理する。*
- ・また、健康リスクへの対策、地下水汚染対策のいずれも要しない場合は、改変時の拡散防止で対応する形とすべきである。

見直しの方向性

○第114条から第117条の規定において、以下の場合には、汚染土壌が存在する範囲について対策を実施する。

- ・健康リスクがある場合（法と同じ定義）
- ・*地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合*
（高濃度の判断基準は、土壌は第二溶出量基準、地下水は排水基準を参考に設定）

○それ以外の場合は、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲について、拡散防止の措置を実施する。（「第5 汚染地のリスク管理」を参照）

・健康リスクへの対策であることから、第114条等に基づく対策は、要措置区域における対策の要求事項と整合が図られるべきものと考えられる。なお、改正法の第二段階施行において、汚染除去等計画・実施措置等の用語が新たに示されており、詳細については検討中である。

・飲用井戸の有無を対策の要否に用いていなかったことから、モニタリング措置については、これまで条例上導入していなかった。このため、《溶出量基準超過・周辺に飲用井戸あり、地下水汚染はなし》である土地は、法案件であれば要措置区域となり、モニタリングを義務付けられる状況でも、条例では措置不要となっていた。

・法との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置は導入すべきである。

・また、条例では地下水汚染があれば封じ込め・除去等を求めており、法で選択可能な「地下水汚染の拡大の防止の措置」については指針に記載がない。これについても、条例でも選択可能とすべきである。

見直しの方向性

○判断基準を法と整合させると同時に、第114条に基づく対策は、法の要措置区域において求められる対策と同等とする。名称についても、改正後の法と整合を図る。

○汚染除去等の措置の内容としては、法との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入し、指針に規定する。また、法と同等の対策を求めると整理から、「地下水汚染の拡大の防止の措置」も指針に規定し、条例で選択可能とする。

○モニタリング実施期間の考え方等、汚染除去等措置の具体的事項は、法改正の検討を踏まえ、指針の見直し作業において検討する。

3 地下水汚染のある土地における対策

第2回資料3検討課題①

- ・埋立処理を行う際に特別な配慮が必要なレベルの汚染土壌（＝「第二溶出量基準」超過の場合）については、今後地下水に溶出し汚染が広がる蓋然性が高いため、未然防止の観点から汚染発見時に対応を図っておくべきである。
- ・排水基準を超える汚染地下水（＝「第二地下水基準（仮称）」超過の場合）が敷地外に流出されるような状況は、現に周辺の地下水汚染の原因となっている状態であり、早期になんらかの対応を必要とするべきである。
- ・高濃度地下水汚染に対処することで、使用頻度の少ない飲用井戸に対するリスクについて対応が可能となる。

見直しの方向性

- 地下水汚染対策の内容としては、地下水の汚染状態が「第二地下水基準（仮称）」を超過しているときは、封じ込め等の措置により拡大を防ぐ。
- それ以外の場合で、土壌の汚染状態が第二溶出量基準を超過しているときは、汚染の拡大がないことをモニタリングにより確認する。
- 選択可能な措置、モニタリング実施期間の考え方等、地下水汚染対策の具体的事項は、指針の見直し作業において検討する。

- ・現行条例では、第114条～第117条の義務者は、汚染原因への関与が異なることから、命令の要否が異なる。汚染原因者である有害物質取扱事業者に対しては命令、原因者ではない土地改変者には判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける規定となっている。
- ・法の要措置区域における措置は、土地所有者又は汚染原因者のいずれも義務者になり得る。改正法第二段階施行後の規定では、汚染除去等計画の作成提出指示が発出される。
- ・汚染原因者である有害物質取扱事業者及び工場等廃止者は、条例における義務の課し方の原則により、命令の対象とすべきである。但し、土地所有者等が対策を行う旨についての合意がある場合のほか、工場等廃止者が不存在の場合（当該土地に係る権利の取得にあたり過失がない場合は除く。）には、土地所有者等に命令を発出することを可能とすべきである。
- ・当該土地の汚染による飲用リスクの有無（汚染到達範囲内の飲用井戸の有無）については、対策の義務者が知りえる情報ではない。このため、汚染除去等措置に係る命令を発出し、健康リスクに係る対策が必要なことを義務者に知らせることが必須である。
- ・高濃度汚染については、調査結果により地下水汚染対策が必要であることは義務者にも判断できるが、この場合であっても飲用リスクのある場合には汚染除去等の措置が追加で必要となることから、地下水汚染対策命令を発出することにより義務者に対策の範囲を知らせることが必要である。
- ・土地改変者は、法では対策の義務者ではなく、条例で命令を発出する対象とすることは難しい。しかし、実際には大多数の工事で掘削除去による対策が取られていることから、今後も改変行為と共に対策を義務付けて行わせることが効果的・効率的である。なお、健康リスクがある場合においてはその存在を知らせ、拡散防止計画の内容が不十分である時に、変更を求めることができるようにするべきである。
- ・モニタリングや地下水汚染の拡大の防止のような継続的な対策においては、措置開始後の対策義務の承継も可能とする必要がある。
- ・対策を行わずに義務者が土地に係る権利を譲渡した場合について、現行の第116条第4項の規定に、課題となっている転得者等への対応を追記するべきである。

見直しの方向性

○第114条から第116条までについては、汚染原因者である有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に対して、汚染除去等措置及び地下水汚染対策を命じる規定とする。なお、土地所有者等が対策を行う旨についての合意がある場合又は工場等廃止者が不存在の場合（土地所有者等が当該土地に係る権利の取得にあたり過失がない場合は除く。）は、土地所有者等に命令を発出することも可能とする。

○工場等廃止者が対策を行わずに土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還があっ

た場合、新たな土地所有者等に対策の実施義務及び報告義務を課し、指導の対象とする。新たに義務を負った者については、実施等義務に違反した場合でも罰則は適用されないが、第 120 条に基づく勧告の対象となる。

○第 117 条については、命令の規定は問わず、土地改変者に対し、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。このとき、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、通知の前に既に提出された計画に対しては、変更を指示できることとする。

○モニタリング等の継続的な対策において、措置開始後の対策義務の承継を可能とする。

○なお、健康リスクのある土地については、対策未実施の場合、法第5条の発動要件(汚染有、健康リスク有)を満たすことから、必要に応じて土地所有者等への指導も併用し、対策を促していく。

第5 汚染地のリスク管理

1 汚染地の改変に係る拡散防止

第2回資料4検討課題①②

・現行条例の規定では、汚染処理命令あるいは汚染拡散防止命令により、封じ込めや舗装等の汚染が残置される方法での措置が行われた場合であっても、その後のリスク管理に係る規定がなく、将来的に土地改変によって汚染が拡散されるおそれや、措置に係る構造物が損壊するおそれがある。法においては、これらは形質変更時の届出の対象となる。

・「第4 対策の要件」において、健康リスクへの対策、地下水汚染対策のいずれも要しない場合は、改変時の拡散防止で対応することとして整理した。このことから、従来は第116条の汚染拡散防止命令の対象となった土地のうち、対策命令が発出されず、残置される汚染についても、新たな制度が必要となる。

・また、第117条の場合は、汚染が残置されたまま土地の改変が終わった土地について、その後敷地面積が3000㎡未満となった場合は、再度の第117条の義務が生じないことから、汚染が拡散されるおそれがある。

・汚染の拡散の防止については、法第12条、第16条の規定があることから、これを参考に、改変者による拡散防止措置の義務を課すべきである。

・汚染が残置されている土地については台帳でその情報が確認できるが、これに加えて、土地所有者等が改変者に土地の汚染状況について情報提供を行うことを規定すべきである。

見直しの方向性

○条例に基づく調査の結果汚染があった土地において、規則で定める行為(汚染土壤に触れるような土地の改変、対策に係る構造物の改変)を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。

○改変行為の要件は、法第12条及び第16条との整合を図る。

○具体的な施行の基準は、指針で規定する。

2 記録の保管・承継

第3回資料1

・→第3回検討委員会の結果を受けて記載。

見直しの方向性

○

- ・自然由来等基準不適合土壤については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用することとした。
- ・現状、条例第116条、第117条ともに自然由来等基準不適合土壤の拡散防止に対しては指導や運用によって対応している
- ・自然由来等基準不適合であると判断された場合には搬出等による拡散を防止するため、必要な搬出等の届出、対応を行うよう規定を整備する
- ・拡散防止のための適切な対応としては、調査していない土壤を搬出する場合には搬出土調査等を行う、みなし汚染として汚染土壤処理施設へ搬出する、不適合が確認されている場合は汚染土壤処理施設へ搬出、または適切な管理のもとで、地質が同じである場所に搬出する等の対応が考えられる。
- ・以上のような対応がとられるよう、自然由来等基準不適合土壤に関して搬出計画書及び、工事終了後の報告の提出を義務付ける
- ・搬出時の計画、報告は通常の土壤汚染対策フローでは「汚染拡散防止計画書」及び「汚染拡散防止措置完了届」によって届け出られる。自然由来等基準不適合土壤についても、同じスキームを活用するが、計画提出は搬出を行うときのみに義務付ける等、人為由来汚染の場合と比較して義務を軽減する。
- ・自然由来等の汚染があることの判断については、法の調査方法によるか、或いは地歴上既に把握している情報のみで可能とする。

見直しの方向性

- 自然由来等基準不適合土壤についての取扱いについては、土壤汚染対策指針で調査の方法、搬出及び処理の方法等を規定する。
- 自然由来等による汚染のおそれがある土壤については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。
- 自然由来等による基準不適合土壤があったことについては、台帳に記載する
- 自然由来等基準不適合土壤を外部へ搬出するときは、搬出の方法及び搬出先での処理等に関する汚染拡散防止計画書の提出を行う。
- 自然由来等基準不適合土壤の搬出が適切に行われたかどうかの確認は、汚染拡散防止措置完了届による。

第6 法との重複に係る整理

1 汚染状況調査の方法

第2回資料3検討課題②

- ・汚染状況調査については、法と条例で求める調査内容が異なり、分かりにくいという意見がある。特に、深度方向調査の扱いがことなる。
- ・具体的には、条例では「概況調査」（表層等）で基準超過があった場合、「詳細調査」（全地点ボーリング調査及び地下水調査）が必須となっている。これは、条例においては、機会を捉えて汚染の範囲を把握することを目指していることによる。
- ・一方、法では、汚染のある土地は区域指定し管理していくことから、指定に必要な調査のみを義務付けている。第一種特定有害物質はその特性から深度方向の調査も要するが、土壌ガスが相対的に高濃度である地点のみが必須であり、それ以外の地点のボーリングは必須ではない。また、第二種・三種は表層土壌の調査のみで足りる。対策を実施する際に、必要に応じてボーリング調査を実施する。
- ・さらに、改正法第二段階施行により、法第4条の調査は形質変更の深さ+1mまでが調査範囲となり、それ以深の調査を不要とすることが検討されている。
- ・今回の見直しにおいて、条例においても汚染の状況については台帳を調製し、汚染地の改変の届出を義務付ける等、法の区域指定制度と同様のリスク管理を行っていくこととした。
- ・新しい制度の元では、直ちに掘削を行わない土地や対策を要さない土地において、条例で詳細調査を求めることは、事業者にとって過剰な負担となる可能性がある。
- ・一方で、法・条例ともに、地下水汚染の有無で判断が分かれる事項がある。特に、条例独自の高濃度地下水汚染の対策要否の判断には、地下水の汚染状況の把握が必要となる。
- ・法との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理的な調査範囲を検討すべきである。

見直しの方向性

- 汚染状況調査については、法との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理化する。
- 土壌の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。
- 地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。
- 対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。

2 条例第116条と法第3条の重複	第3回資料2検討課題①
3 条例第117条と法第4条の重複	第3回資料2検討課題①
4 法で区域の指定を受けた土地の扱い	第3回資料3検討課題②
5 法と条例の台帳の関係	第3回資料2検討課題③

→第3回検討委員会の結果を受けて記載。

第7 その他

1 最適な土壌汚染対策の選択の促進

第3回資料1

- ・→第3回検討委員会の結果を受けて記載。

見直しの方向性

○

2 第116条調査義務等勧告違反への対応

第1回資料4

- ・第116条第1項の調査義務違反に対しては、勧告を行うことが出来るが、命令を行うことは出来ない。実質的な罰が少ない、単なる勧告を行うだけでは効果が薄い。
- ・勧告違反について公表が出来るという第156条の規定に、第120条の勧告は含まれていない。
- ・区市の指導部署からは調査義務者に対する指導権限の強化を求める声がある。
- ・第116条の調査未実施者に対して、より効果のある指導を行える規定が必要である。
- ・第156条の違反者の公表の規定については、懲罰的公表であることから、不利益処分としての手続きを要する。
- ・一方で、環境リスク防止及び土地取引時等のトラブルの未然防止の観点から、調査がなされていない土地であることの実態の公開は迅速に行う必要がある

見直しの方向性

- 調査義務違反者に対しては、第120条に基づく勧告を行い、不利益処分に係る手続きが完了した後に、第156条に基づく「違反者の公表」を実施する。
- 調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公開の規定は、第156条とは別に、土壌制度の規定の範囲において設け、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能とする。

3 費用の請求

第3回資料1

- ・→第3回検討委員会の結果を受けて記載。

見直しの方向性

○

資料5（報告事項）

東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣制度

運用実績

1

1 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣制度

<制度の特徴>

- 東京都土壤汚染対策アドバイザー制度は、「東京都における土壤汚染の課題と対策の方向性について～土壤汚染に係る総合支援対策検討委員会報告」（平成20年6月）を受け、平成23年度より実施している中小事業者への技術支援のための制度。
- それまでの普及啓発型の取組から一歩踏み込み、中小事業者の現地に訪問し、個別に相談・助言を行う直接的な支援策となっていることが特徴。

<制度の拡充状況>

- 平成24年度からは、これまでの廃止時アドバイザーに加え、中小事業者が自主的に行う土壤汚染対策を推進するとともに土壤・地下水汚染への早期の対応を促進するために、操業中アドバイザーを導入。同時に中小事業者団体等への出前講座についても開始。
- 平成26年度からは、中小事業者が立地していた土地所有者からの申し込みも可能とした。
- 平成29年度からは、土壤汚染対策に係る総合相談業務を開始。同時に操業中の土壤汚染対策をより推進するため、操業中アドバイザーの内容に、簡易調査を導入。

2

2 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣状況

①廃止時土壤汚染対策アドバイザー

	派遣 事業所数	派遣段階			
		第一段階 (全般説明)	第二段階 (土壤調査)	第三段階 (対策)	第四段階 (完了確認)
H23年度	2	2	0	1	0
H24年度	15	12	7	2	1
H25年度	19	17	11	1	0
H26年度	29	25	19	2	0
H27年度	30	20	11	2	0
H28年度	25	19	15	3	0
H29年度	33	31	29	2	0

※H29年度実績 (H30.2現在, 年度内実施予定分を含む)

3

2 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣状況

②操業中土壤汚染対策アドバイザー

	派遣 事業所数	派遣段階			
		第一段階 (未然防止)	第二段階 (方針検討)	第三段階 (操業中対策)	第四段階 (完了確認)
H23年度	—	—	—	—	—
H24年度	4	3	2	0	0
H25年度	4	3	3	2	0
H26年度	10	10	6	1	0
H27年度	6	2	0	1	0
H28年度	2	1	0	1	0
H29年度	5	5	3	0	0

※H29年度実績 (H30.2現在, 年度内実施予定分を含む)

4

2 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣状況

<派遣先業種別内訳>

- **廃止時**土壤汚染対策アドバイザー
 - クリーニング業 10件
 - めっき業 8件
 - 金属加工・機械器具製造業 4件
 - 印刷業 3件
 - その他（ガソリンスタンド・薬品小売業等） 7件
 - （うち**土地所有者への派遣**） (7件)

- **操業中**土壤汚染対策アドバイザー
 - めっき業 3件
 - クリーニング業 1件
 - 金属加工・機械器具製造業 2件

※H29年度実績（H30.2現在、年度内実施予定分を含む）

5

3 操業中土壤汚染対策アドバイザーが実施する簡易調査

<簡易調査導入の目的>

- 操業中の中小事業者における**土壤汚染の未然防止及び土壤汚染の早期発見や拡散防止などの自主的な土壤汚染対策への取り組みを支援**するために、操業中アドバイザーが簡易分析を実施。
- 簡易調査の結果を基に、よりの確な操業中のアドバイスを実施。

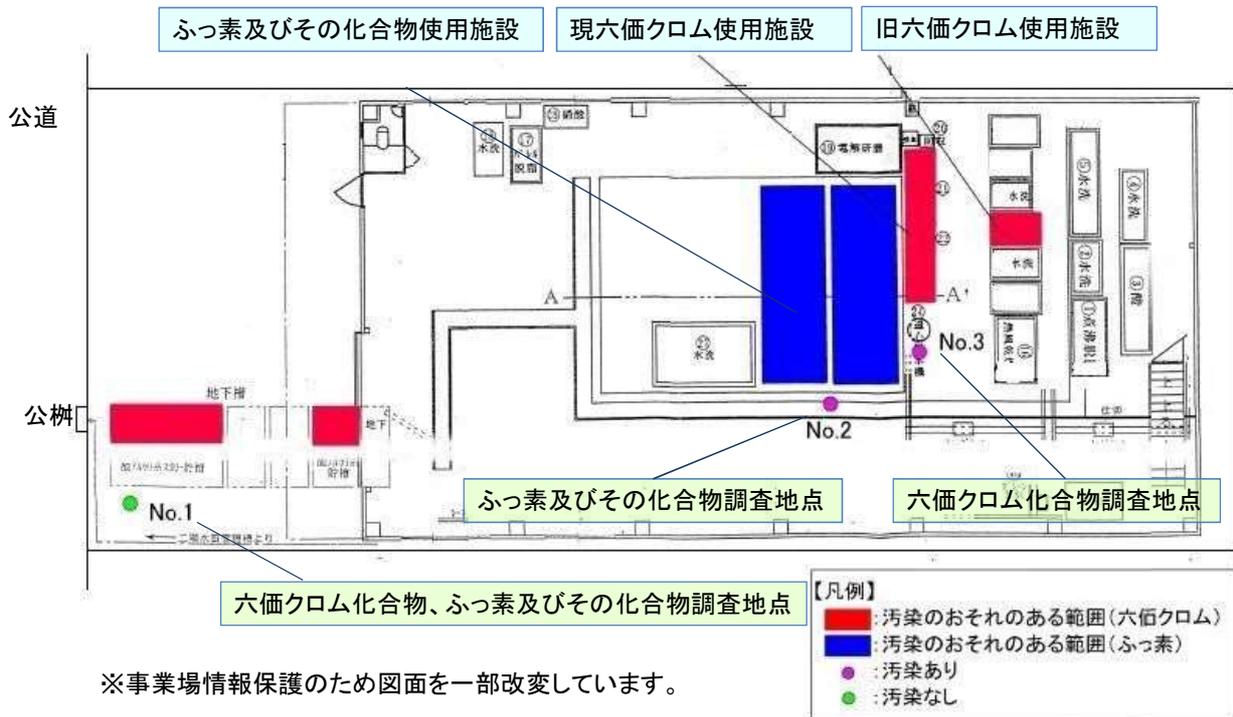
<簡易調査法の技術選定>

- 平成17～21年度に**簡易・迅速な分析方法を公募**し、東京都環境科学研究所において**簡易調査法を選定**。
- 実際の汚染土壤を用いた実証試験などによって、申請技術の感度、精度や操作性などを評価。
- 東京都環境科学研究所で選定された分析方法の中から、アドバイザー業務に適したオンサイト分析として、ボルタンメリー法、吸光光度法などを採用。

6

3 操業中土壌汚染対策アドバイザーが実施する簡易調査

<簡易調査実施例>



7

3 操業中土壌汚染対策アドバイザーが実施する簡易調査

<簡易調査結果例>

平成30年1月29日

簡易調査結果について

別紙の図面に示す地点ごとの簡易調査結果は下記のとおりです。

項目	単位	No.1	No.2	No.3	基準値
六価クロム(溶出量)	mg/L	0.03		<u>0.34</u>	0.05
六価クロム(含有量)	mg/kg	6.6		2.5	250
ふっ素(溶出量)	mg/L		0.98		0.8
ふっ素(含有量)	mg/kg		74		4000

調査日：平成30年1月16日 備考：基準値は公定値の基準値
(簡易分析法には基準値が設定されていない)

《簡易調査に関する説明》

- 本簡易調査は、操業中の土壌汚染対策について、よりの確な助言を受けるために中小事業者の希望によりアドバイザーが実施したものです。
- 工場等の廃止後に調査が義務付けられている計量法の対象となる法定調査とは異なります。
- 簡易調査の結果は、中小事業者による操業中の化学物質の自主管理(新たな漏えい防止や操業中からの計画的な土壌汚染対策など)のための参考として活用できます。

簡易調査の結果、六価クロムについては、**使用場所付近での基準超過のおそれがある**ため、より詳細な公定分析の実施や、その結果によっては、地下浸透防止措置の強化や早期の自主的な拡散防止措置等の土壌汚染対策を実施することなどを助言。

8

4 出前講座

中小事業者の団体にアドバイザー制度の概要、未然防止・
操業中対策の重要性の説明や意見交換・個別相談を実施

【平成29年度派遣先】

- ・北区役所「環境問題講演会」(6月)
- ・東京都鍍金工業組合「環境対策講習会」(9月)
- ・品川区役所「土壌汚染対策講習会」(11月)
- ・東京都鍍金工業組合城北支部(2月)
- ・東京都鍍金工業組合葛飾支部(3月予定)

9

5 総合相談業務

土壌汚染対策に関する専門的知識を有する者を配置し、
基本的、一般的な事項について窓口及び電話で説明する中
小事業者支援策を実施。

➤ 配置場所

東京都環境局執務室内に相談窓口を設置

➤ 配置日時

開庁日の9:00～17:30

➤ 説明事項

法及び条例の手続きについて 等

➤ 相談対応実績

対面:285件、電話:996件(平成30年2月末時点)

(主な相談者:不動産業者、設計・コンサル業、指定調査機関等、建設業)

10

6 利用者アンケート結果

➤ アンケート対象

平成28年度に土壤汚染対策アドバイザー制度を利用した事業者
(送付:27事業者(宛先不明返送:1事業者) 回答:11事業者)

➤ アンケート結果抜粋

①制度の満足度

満足:5事業者 概ね満足:3事業者

②制度の利用契機

東京都の案内:6事業者 区役所・市役所の紹介:5事業者

③充実させるのが良いと思われる制度の周知方法

区役所・市役所からの周知:7事業者 業界団体を通じた周知:5事業者

➤ 利用者の声

- ✓「法律及び条例のわかりやすい説明があり、手続きについても資料を用いた説明が、大変参考になりました。」
- ✓「廃業後の土地の売却が円滑にできました。」
- ✓「土壤汚染対策に関する専門的な助言が受けられました。」

土壌汚染対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 有害物質やダイオキシン類等による土壌汚染の調査及び対策等について検討するため、土壌汚染対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 有害物質やダイオキシン類等による土壌・地下水汚染の調査及び対策に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、局長が委嘱する学識経験を有する者10人以内をもって構成する。

2 局長は、必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6 委員会は局長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、環境局環境改善部化学物質対策課において処理する。

(開催方法)

第8 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。(改正)

参考資料 2

平成 29 年度第二回土壤汚染対策検討委員会
議事録

※省略いたします。HP 上で、別紙にて掲載しております。

都の土壤汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール(案)

年度	H29	(11月)	(12月)	H30	(秋)	H31			
土対法関係	改正法公布 (5/19)	【第一段階】 政省令案 パブコメ	【第二段階】 政省令 公布	施行 (4/1)					
		中環審小委員会 (政省令事項検討)		第二次 答申	政省令案 パブコメ	【第二段階】 政省令 公布	周知期間	施行 (春)	
条例見直し	【検討委員会】条例改正の検討 ① 11/27 ② 2/2 ③ 3/2			中間 とりま とめ	関係者 ヒアリ ング	パブリッ クコメン ト			
	汚染土壌処理業関係 手数料条例 改正			施行 (4/1)	【検討委員会】施行規則等改正の検討 ④ 5月 ⑤ ⑥ ⑦			環境確保条例 事務処理特例条例 改正	施行規則等 改正
区市関係	区市WG アンケート			区市意見交換			区市説明会		